

大府市一般廃棄物処理基本計画

(令和3年度 ~ 令和12年度)

令和3年3月

大 府 市

目 次

第1章 計画の策定

第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画目標年度	3
第4節 計画対象区域	3

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 計画地域の特性	
1. 位置と沿革	4
2. 人口動態・分布	4
3. 産業	6
4. 土地利用	7
5. 一般廃棄物処理経費	8
6. 上位関連計画の整理	10
第2節 ごみ処理に関する環境の整理	
1. 関係法令の動向	13
2. 国・愛知県の動向	15
3. ごみ処理施策の変遷	16
第3節 ごみ処理に関する現状と課題の把握	
1. ごみ処理フロー	18
2. ごみ処理体制	19
3. ごみ処理の実績	22
4. ごみ処理の評価	29
5. 市民の意識調査	31
6. 課題の抽出	31

第4節 ごみ処理基本計画

1. 基本方針	34
2. ごみの発生量及び処理量の見込み	35
3. ごみの排出抑制のための方策に関する事項	36
4. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	41
5. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	43
6. ごみ処理施設の整備に関する事項	44
7. その他ごみ処理に関し必要な事項	45

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 現状把握及び課題の整理

1. 生活排水処理の状況	47
2. し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬	49
3. 中間処理・最終処分の状況	50
4. 生活排水に関する課題	51

第2節 生活排水の排出状況及び将来推計

1. 生活排水の排出状況	52
2. 生活排水の排出の将来推計	53

第3節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針	54
2. 計画目標年度	54
3. 生活排水の処理計画	54
4. し尿・汚泥の処理計画	56
5. 広報・啓発活動	57

第1章 計画の策定

第1節 計画策定の背景と目的

近年、国内外で異常気象が頻発し、記録的な大雨や猛暑、台風により多くの被害が発生しています。これらの異常気象は、長期的な温暖化の傾向と一致していると世界気象機関が発表するなど、本格化する気候変動影響への適応が求められています。

また、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。

近年、国においては、令和32年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す方針を示しているほか、「家電リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」が整備され、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に関する重要性が増しています。

また、食品に係る資源の有効利用や廃棄物の排出抑制を目的とした「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が制定され、食品廃棄物の再生利用及び食品ロスの削減は、持続可能な社会を構築する上での重要な課題であるという認識が高まっています。

大府市（以下「本市」という。）では、ゼロカーボンシティの表明を行い、令和32年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることを宣言しています。また、ごみの分別収集、資源回収の実施や全国初の取組としてスタートした宅配便を活用した使用済小型家電回収を推進してきました。

さらに、バイオマス産業都市として、民間事業で整備された「バイオガス発電施設」に小中学校及び保育園の給食残渣を民間のバイオガス発電施設でリサイクルするなど、ごみの減量化・資源化を推進してきました。

それらの取組を行ってきた結果、本市の一人当たりのごみ排出量は、平成18年度をピークに徐々に減少してきています。

しかしながら、一般廃棄物の中間処理施設の長寿命化や最終処分場の確保の問題に対応するため、さらなる廃棄物の減量化や資源化は重要な課題です。

今回策定する「大府市一般廃棄物処理基本計画」は、ごみ処理状況や社会環境の変化に対応するとともに、第6次大府市総合計画及び第3次大府市環境基本計画に基づき、適切な将来目標を設定し、目標達成に向けたごみの減量化・資源化施策等を設け、適切に一般廃棄物処理を推進することで、本市の豊かな自然環境をかけがえのない資源として未来に引き継ぐため、市民・事業者・市が一体となり、ごみの減量化及び資源化に取り組むことで環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を目指していくことを目的とします。

第2節 計画の位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

また、廃棄物処理法第6条第2項により、一般廃棄物処理計画で定めるべき事項は、次のとおりとなっています。

- 1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）とで構成されます。

「大府市一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物処理法に基づき、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的に一般廃棄物の処理を行うため、一般廃棄物の処理の現状と課題を整理し、将来、計画処理区域内で発生する一般廃棄物をいかに処理していくか等の基本的な方針や諸計画を策定するものです。

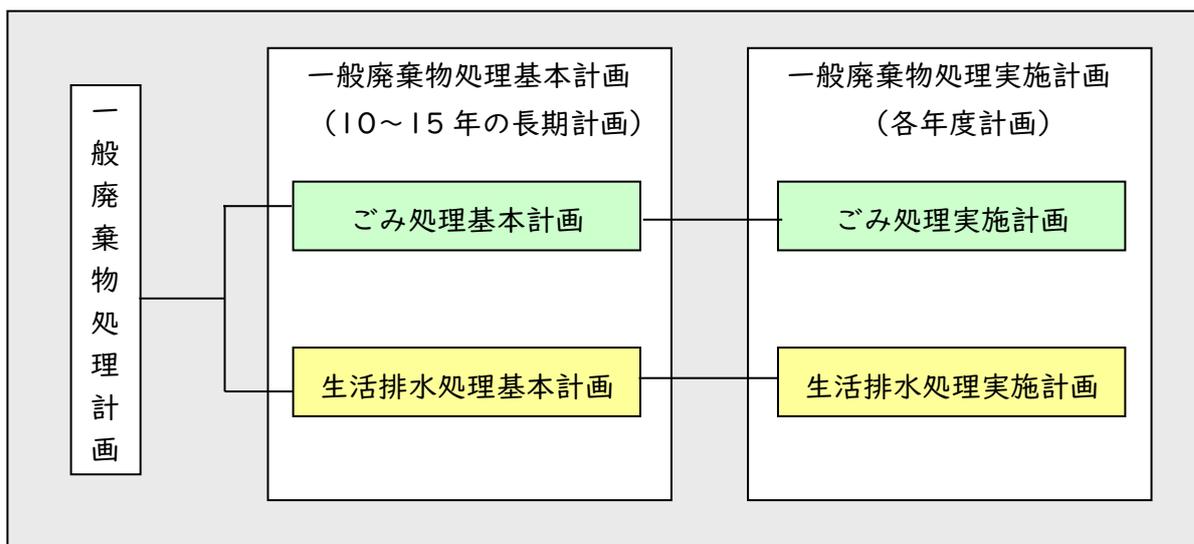


図1-1-1 一般廃棄物処理計画の構成

第3節 計画目標年度

本計画は、令和3年度を初年度とし、目標年度を令和12年度とする10か年計画とします。

なお、社会情勢等、ごみ処理事業を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、的確な将来予想が困難な状況の中では、長期予測は誤差が生じる恐れがあるため、本計画策定の前提状況となる人口、ごみの量及びごみ処理技術、国の施策の動向などを随時把握し、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画目標年度 = 令和12年度

	R2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第6次大府市総合計画	→										
第3次大府市環境基本計画		→									
大府市一般廃棄物処理基本計画		→									

図1-1-2 上位計画との計画期間の比較

第4節 計画対象区域

本計画の対象区域は、市全域とします。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 計画地域の特性

1. 位置と沿革

本市は、名古屋市の南東部に隣接し、東部では三河と接しています。また、知多半島の北部に位置するため、名古屋・三河・知多の結節点となっています。

本市は、江戸時代には純農村として発展してきました。明治元年には16カ村でしたが、部分的な合併・分離を経て、明治39年に7カ村が合併して大府村となり、現在の市域がほぼ形成されました。その後、大正4年に町制を施行、昭和45年に県内24番目の市として施行しました。

恵まれた地理的条件や豊かな自然により、本市は、産業と住機能のバランスのよい都市として発展しています。

2. 人口動態・分布

(1) 総人口

過去10年間の本市の人口は、緩やかな増加傾向を示しており、対前年人口の増加数は、平均約770人となっています。

また、世帯数も増加傾向を示していますが、一世帯当たり人員は、減少傾向となっています。

表2-1-1 人口及び世帯数 (各年度3月末)

年度 (平成)	人口総数 (人)	対前年人口 増減数(人)	対前年人口 増減率(%)	世帯数 (世帯)	一世帯 当たり人員 (人/世帯)
21	85,390	670	0.79	34,341	2.49
22	86,001	611	0.72	34,723	2.48
23	87,015	1,014	1.18	35,239	2.47
24	87,836	821	0.94	35,746	2.46
25	88,550	714	0.81	36,188	2.45
26	89,423	873	0.99	36,827	2.43
27	90,160	737	0.82	37,299	2.42
28	91,384	1,224	1.36	38,052	2.40
29	91,952	568	0.62	38,608	2.38
30	92,414	462	0.50	39,111	2.36

資料：住民基本台帳・外国人登録

(2) 人口動態

過去 10 年間の人口動態は、表 2-1-2 のとおりとなっています。

自然動態は、出生平均が 1,022 人、死亡平均が 598 人となっており、自然増は平均 424 人の増加となっています。社会動態は、転入平均が 4,596 人、転出平均が 4,091 人、その他平均が -119 人となっており、社会増は平均 386 人の増加となっています。年間増加人口としては、平均 810 人の増加となっています。

表 2-1-2 人口動態

(各年度 3 月末)

年度 (平成)	自然動態			社会動態				年間増加 人口 (人)
	出生 (人)	死亡 (人)	増減 (人)	転入 (人)	転出 (人)	その他 (人)	増減 (人)	
21	1,028	560	468	4,212	3,714	2	500	968
22	1,018	551	467	3,929	3,728	-11	190	657
23	1,010	579	431	4,098	3,470	6	634	1,065
24	1,034	556	478	4,687	4,018	-295	374	852
25	1,048	597	451	4,590	4,177	-168	245	696
26	1,046	570	476	4,641	4,074	-170	397	873
27	1,062	632	430	4,791	4,356	-128	307	737
28	1,038	653	385	5,190	4,210	-141	839	1,224
29	987	642	345	4,783	4,468	-92	223	568
30	948	641	307	5,041	4,694	-192	155	462
平均	1,022	598	424	4,596	4,091	-119	386	810

資料：住民基本台帳

3. 産業

本市の産業別就業人口構成は、平成27年では、第1次産業：1.69%、第2次産業：39.99%、第3次産業：54.85%となっています。

各産業の中心は、第1次産業が農業、第2次産業が製造業、第3次産業が卸・小売業、サービス業となっています。

表2-1-3 産業別就業人口（15歳以上）（各年10月1日現在）

年		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数（人）		40,606	40,704	42,926	44,334	45,199
第1次産業	総数（人）	1,316	1,096	1,020	817	763
	農業（人）	1,315	1,094	1,019	816	763
	漁業（人）	1	2	1	1	0
	構成比（%）	3.24	2.69	2.38	1.84	1.69
第2次産業	総数（人）	19,901	18,591	18,500	17,654	18,075
	鉱業（人）	1	3	1	4	3
	建設業（人）	3,320	3,429	3,080	2,806	2,619
	製造業（人）	16,580	15,159	15,419	14,844	15,453
	構成比（%）	49.01	45.67	43.10	39.82	39.99
第3次産業	総数（人）	19,268	20,853	22,773	23,689	24,790
	電気・ガス・水道業（人）	229	215	199	252	255
	運輸・通信・郵便業（人）	2,190	2,247	2,712	3,094	3,100
	卸・小売業（人）	7,479	7,578	5,906	6,167	5,590
	金融・保険業（人）	744	692	685	648	698
	不動産・物品賃貸業（人）	221	256	321	520	670
	サービス業（人）	7,547	8,955	11,962	11,970	13,471
	公務（人）	858	910	988	1,038	1,006
構成比（%）	47.45	51.23	53.05	53.43	54.85	
その他	分類不能（人）	121	164	633	2,174	1,571
	構成比（%）	0.30	0.40	1.47	4.90	3.48

資料：国勢調査

4. 土地利用

本市の面積は、3,366haで、全域が都市計画区域となっています。その内訳は、市街化区域が1,338ha（39.75%）、市街化調整区域が2,028ha（60.25%）となっています。

本市の市街化区域用途別地域面積は、表2-1-4のとおりです。

表2-1-4 市街化区域用途別地域面積 （最終告示年月日：平成31年3月29日）

区 分		面積 (ha)	総面積に対する割合 (%)	市街化区域に対する割合 (%)
総 面 積		3,366	100.00	—
市街化区域	総 数	1,338	39.75	100.00
	第1種低層住居専用地域	242	7.19	18.09
	第1種中高層住居専用地域	218	6.48	16.29
	第1種住居地域	408	12.12	30.50
	第2種住居地域	47	1.40	3.51
	準住居地域	54	1.60	4.04
	近隣商業地域	43	1.28	3.21
	商業地域	17	0.50	1.27
	準工業地域	66	1.96	4.93
	工業地域	147	4.37	10.99
工業専用地域	96	2.85	7.17	
市街化調整区域		2,028	60.25	—

資料：都市計画課

5. 一般廃棄物処理経費

(1) 一般会計歳出の状況

平成30年度一般会計決算額は、表2-1-5のとおりです。一般廃棄物処理経費は、衛生費に含まれます。

表2-1-5 平成30年度一般会計決算額 (単位：千円)

歳出総額	衛生費
31,334,947	2,580,292

資料：財政課

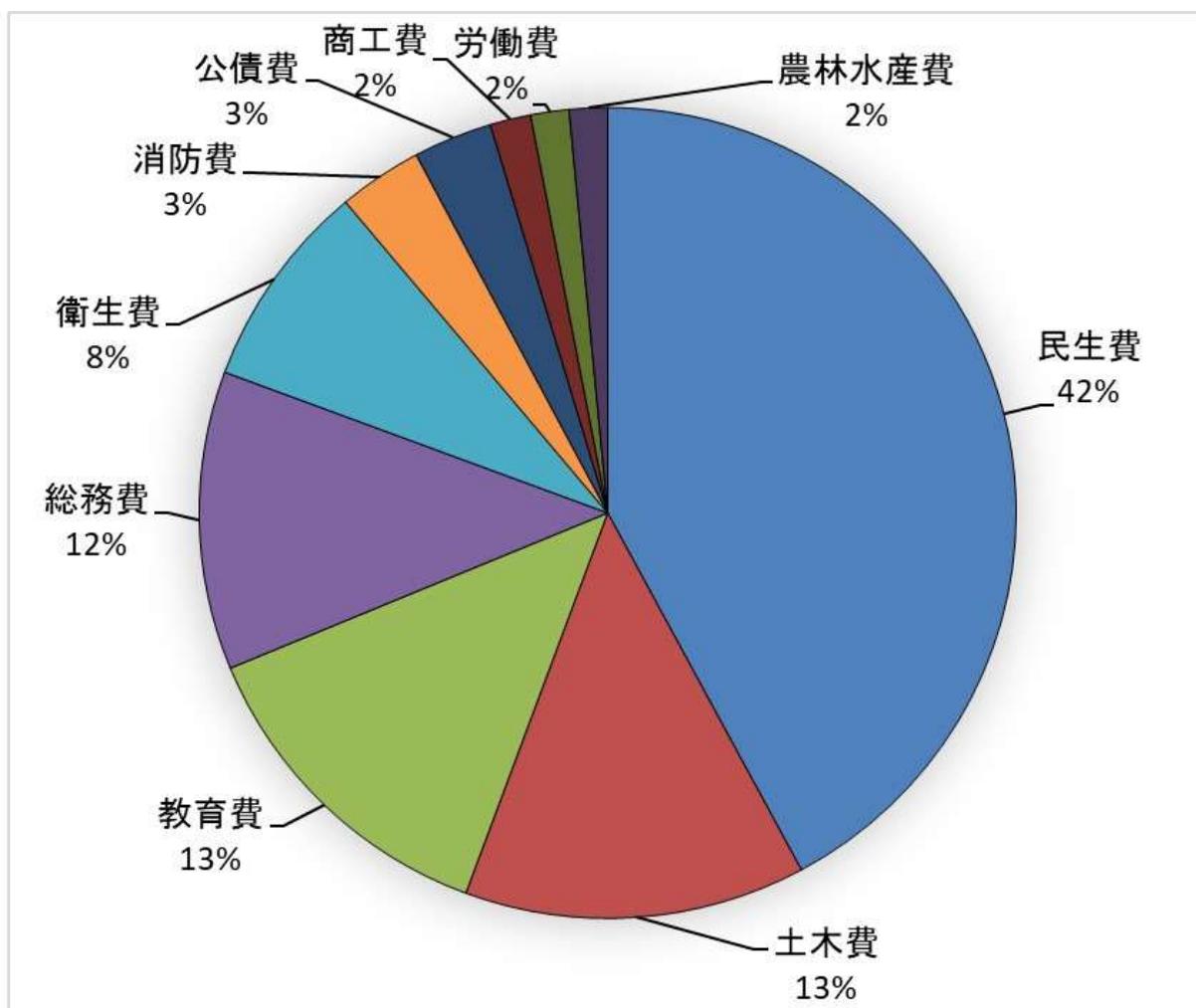


図2-1-1 平成30年度一般会計決算事業費割合

(2) 一般廃棄物処理経費の内訳

過去5年間の一般廃棄物処理経費は、表2-1-6のとおりです。

表2-1-6 一般廃棄物処理経費

(単位：千円)

年度	ごみ処理経費				し尿処理経費		合計
	収集ごみ経費		資源経費		し尿収集等委託料	し尿処理費(組合負担金)担金)	
	収集運搬費	処理費(組合負担金)	資源物回収等委託料	資源再利用推進報償金			
26	216,054	319,408	125,329	15,055	29,160	85,609	790,615
27	221,616	254,862	124,926	14,207	28,901	78,450	722,962
28	221,616	347,143	125,654	13,855	28,707	73,421	810,396
29	221,616	473,273	125,414	12,887	28,448	61,261	922,899
30	221,616	802,723	125,767	12,345	28,253	57,580	1,248,284

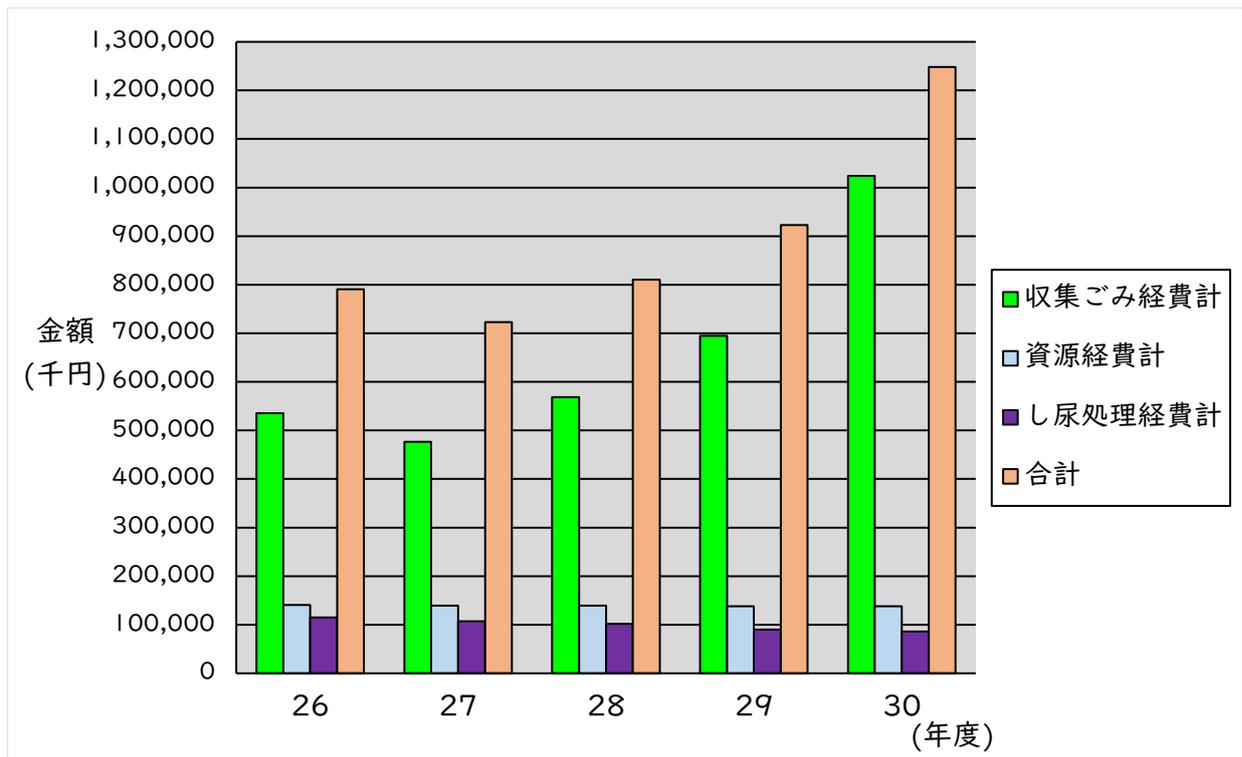


図2-1-2 一般廃棄物処理経費

6. 上位関連計画の整理

(1) 第6次大府市総合計画

第6次大府市総合計画は、基本構想の中で、基本理念、将来都市像などを定め、この実現に向けて、9つのまちづくりの政策目標を掲げています。その政策目標のひとつである「環境にやさしい持続可能なまち」について、一般廃棄物に係る施策や目標が示されています。

[基本理念]

i 健康都市の実現

本市がこれまでに「健康都市」として先導的に培ってきた取組成果を礎に、「ひと」、「くらし」、「まち」、そして「みらい」の「4つの健康」に、それらを支える「健康都市経営」の視点を加えた5つの領域を軸とした、分野横断的な連携による「健康都市」の実現を目指します。

「ひと」の健康…年齢や障がいの有無にかかわらず、大府に住み、働き、集う一人ひとりが心身ともに健康であることはもとより、地域の支え合いにより、安心とゆとりある生活を送り、生きがいや喜びを感じることができる、心の通ったまちづくりを進めます。

「くらし」の健康…性別や国籍を問わず、人と人、さらには地域、NPO、事業者、行政など多様な主体がそれぞれの得意分野で力を発揮するとともに、互いにつながり、学び合うことで、地域全体で暮らしを支える共生と循環による持続可能なまちづくりを進めます。

「まち」の健康…緑豊かで親水性豊かな景観は、心に潤いと安らぎを与え、人と車が共存するみちは、人の交流、集いを促します。

「みらい」の健康…未来を担うひとづくりを進めるとともに、未来を創る産業の振興を図ります。

健康都市経営 …「ひと」、「くらし」、「まち」、そして「みらい」の「4つの健康」を軸として、市民がいつまでも住み続けたいと思える健康都市として発展していくために、柔軟な発想と健全な行財政運営による持続可能な行政経営を進めます。

ii 新たな発想での持続可能なまちづくり

本市がこれまで大切に育んできた「健康都市」というまちのブランドを「独自性」、「先駆性」、「付加価値性」といった観点から、市民、地域、事業者などとの協働により、更なる磨き上げを行い、SDGs（持続可能な開発目標）の基本姿勢でもある持続可能なまちを創造する「健康都市」の実現を目指します。

[将来都市像]

『いつまでも 住み続けたい サステイナブル健康都市おおぶ』

表 2-1-7 第 6 次大府市総合計画のうち一般廃棄物処理基本計画に係る部分の概要

項目	内容
目標年次	令和 12 年度
健康領域	くらしの健康
政策目標	環境にやさしい持続可能なまち
施策	地域における持続可能な循環型社会の形成
施策が目指す大府市の姿	市民一人ひとりが「もったいない」という意識や「美しいまちをつくる」という意識を持ち、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化及び資源化へ取り組むことで環境負荷の少ない持続可能な循環型社会が構築されたまちになっています。
『くらしの健康』指標 (施策評価指標)	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ（資源を除く）の 1 人 1 日当たりの排出量⇒590g/人・日 ●資源化率⇒30%
施策を実現する手段 (主な取組)	<p>【ごみ減量化施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小型電子機器などの回収を継続して行うとともに、生ごみ分別収集に関する事業の拡大を図り、ごみ減量化施策を積極的に推進します。 ② 食品廃棄物の発生を抑制するため、2010 運動の啓発や事業者などにおける食品廃棄物のバイオガス発電施設への搬入を促進するなどの食品リサイクルの取組を推進します。 ③ 周辺の地方公共団体と協力し、事業所で発生する草木類などの資源化を推進します。また、家庭から排出される剪定枝などについても、東部知多衛生組合とともに資源化の仕組みを検討します。 <p>【3Rの啓発・推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ごみの減量化及び資源化への取組を推進するため、循環型社会形成の基本である 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底を広く啓発します。 ② 資源になる品目や資源ステーションの在り方を検討し、ごみと資源の出しやすい環境を整えることで、市民の負担の軽減とリサイクルへの取組を推進します。 ③ 小学校や地域などで環境学習を実施し、3Rや環境美化に対する意識の向上を図ります。 <p>【廃棄物の適正処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新たな一般廃棄物処理計画を策定し、東部知多衛生組合の構成市町と連携しながら、新ごみ処理施設「エコリ」の適正な稼働を図るとともに、安全で適切な一般廃棄物の処理を進めます。

(2) 第3次大府市環境基本計画

第3次大府市環境基本計画は、「第6次大府市総合計画」の環境分野の分野別計画として、環境将来都市像を「人と自然が共生する みらい輝く健康都市 ～安心して暮らし続けることができるまちを実現しよう 我がまち大府で～」と定め、その環境将来都市像を実現するための基本理念を「一人ひとりが自分のこととして環境を意識し、学び、気づき、そして行動する市民を育む」と設定しています。

また、基本方針3「環境に配慮した社会づくり」の基本施策として「循環型社会づくり」を掲げ、その実現手段として「廃棄物の適正処理」及び「連携・協働による循環型社会の推進」が示されています。

本計画では、それらを実現するための方策を位置付けしています。

第2節 ごみ処理に関する環境の整理

1. 関係法令の動向

廃棄物処理に関する法令を図2-2-1に示します。「循環型社会形成推進基本法」を始めとする法律の整備により、廃棄物を循環資源と位置付け、①発生抑制（リデュース）②再使用（リユース）③再生利用（リサイクル）④熱回収（サーマルリサイクル）⑤適正処分 の5段階の優先順位となっています。

また、現行計画を改定した平成27年以降における、一般廃棄物に係る法律の改正等の状況は表2-2-1のとおりです。

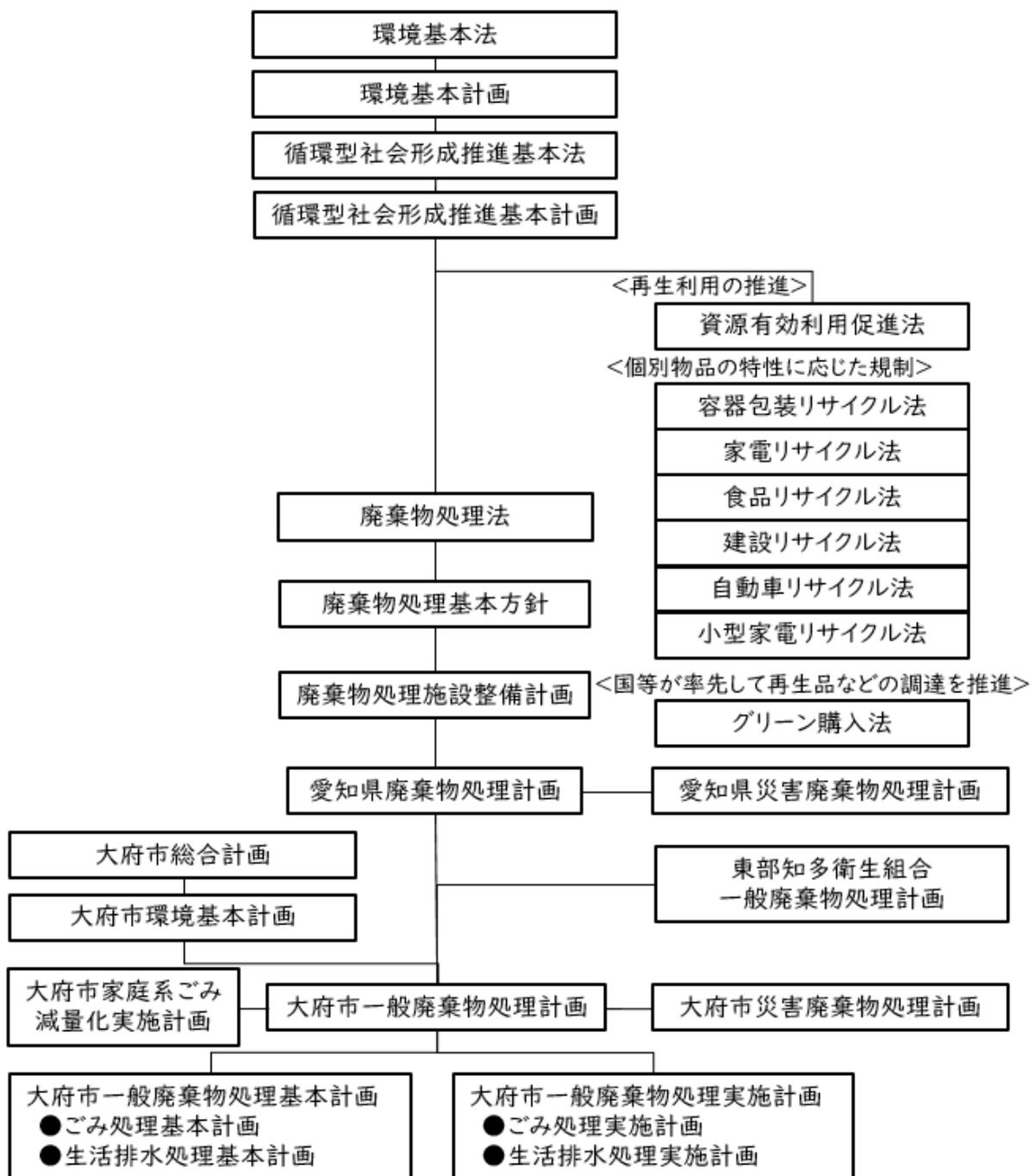


図2-2-1 廃棄物処理に関する法令

表 2-2-1 一般廃棄物に係る法律の改正等の状況

改正年月	法律名	概要
平成 27 年 7 月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により生じた廃棄物の処理の原則や関係者の連携及び協力、災害時における市町村による一般廃棄物処理施設の設置の特例が新たに規定されました。
平成 27 年 11 月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	「水銀に関する水俣条約」(平成 25 年 10 月)の採択を受け、水銀が使用されている製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀を特別管理一般廃棄物に指定するとともに、収集運搬に係る処理基準が追加されました。
平成 28 年 1 月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成 22 年)が全面改正され、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量の削減、再生利用量の増加、最終処分量の削減に取り組むための施策が示されました。また、使用済小型電子機器等、水銀を使用した製品が廃棄物になったときの対応、食品ロスの削減等が取り上げられました。
令和元年 7 月	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	法に基づく基本方針の基本理念において、食品ロスを明記し、食品関連事業者及び消費者の食品ロス削減に係る役割を記載。事業系食品ロスの半減目標(平成 12 年度比で令和 12 年度までに半減)、発生抑制目標及び再生利用等実施率の 3 種の目標値が設定されました。 特に、発生の抑制に関して食品関連事業者が講ずべき措置として、食品の売れ残りを抑制するため、フードバンクへの提供等、仕入れ及び販売以外でも工夫を講ずるよう規定されました。 また、食品の調理及び食事の提供の家庭における食べ残しを減少させるため、持ち帰り容器の導入、食べきり運動の実施等、メニュー以外でも工夫を講ずるよう規定されました。
令和元年 12 月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題となる中、令和元年 5 月に策定されたプラスチック資源循環戦略に基づく取組の一環として、令和 2 年 7 月 1 日からプラスチック製買物袋(レジ袋)の有料化の義務化が実施されることが規定されました。

2. 国・愛知県の動向

廃棄物処理法第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月環境省告示第7号）において、表2-2-2に示す目標量が示されています。

表2-2-2 一般廃棄物減量化の目標量

項目	目標量（令和2年度）
総排出量	約12%削減（平成24年度比）
家庭系ごみの一人1日当たり排出量	500グラム
排出量に対する再生利用量の割合	約27%
最終処分量	約14%削減（平成24年度比）

※家庭系ごみの一人1日当たり排出量は、家庭系ごみ排出量から資源物を除いたごみの量

愛知県では、「愛知県廃棄物処理計画（平成29年度～令和3年度）」を策定し、表2-2-3に示す一般廃棄物減量化の目標値を定めています。

表2-2-3 一般廃棄物の減量化の目標値

項目	目標値（令和3年度）
総排出量	約6%削減（平成26年度比）
家庭系ごみの一人1日当たり排出量	500グラム
資源化率	約23%（平成26年度比1%増加）
最終処分量	約7%削減（平成26年度比）

※家庭系ごみの一人1日当たり排出量は、家庭系ごみ排出量から資源物を除いたごみの量

3. ごみ処理施策の変遷

本市のごみ処理施策の変遷は、表2-2-4のとおりです。

表2-2-4 ごみ処理施策の年表

年	大府市の施策	東部知多衛生組合の沿革
昭和37		・組合設立（構成町：大府町、東浦町） ・阿久比町が組合に加入
39	業者委託方式によるごみ収集開始	ごみ処理施設（焼却能力19t/日）竣工
41		豊明町が組合に加入
44		ごみ処理施設増設（20t/日）
46		外新切最終処分場竣工
47	大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	
49	可燃ごみ・不燃ごみの分別収集開始	ごみ処理施設増設（焼却能力150t/16h）
54	資源回収、一部地域で開始（古紙類、布類、金属類、びん類）	
56	・資源回収、市内全域で開始（古紙類、布類、金属類、びん類） ・資源再利用推進報償金交付開始 ・エチレン系ごみ袋による収集を推進（10月）	
58		洲崎最終処分場（埋立容量8,805m ³ ）竣工
59	乾電池分別回収開始（11月）	
60	生ごみたい肥化容器等（コンポスト）購入費補助金交付開始（5月）	
61	市単独の不燃物最終処分場供用開始	外新切最終処分場廃止
62		洲崎最終処分場堰堤築造工事竣工（嵩上げ後の総埋立容量12,127m ³ ）
63		東部知多クリーンセンター竣工 ・ごみ処理施設（焼却能力240t/日） ・粗大ごみ処理施設（30t/5h）
平成元年	市単独の不燃物最終処分場閉鎖	葭野最終処分場（埋立容量69,996m ³ ）竣工
7	大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正 ・アスパ無料配布開始 ・一般公募によるごみ減量化推進キャラクター「オブリー君」の採用（8月）	
8	・大府市空き缶等ごみ散乱防止条例制定 ・廃棄物減量等推進員設置（7月）	
9	・ペットボトル資源回収開始 ・公共資源ステーション開設（10月）	
11	指定ごみ袋制度開始（10月）	
12	・電気式生ごみ処理機購入費補助金交付開始 ・生ごみたい肥化容器等（密閉容器）購入費補助金交付開始	
13	・タクシー協会と不法投棄監視覚書締結（6月） ・プラスチック容器包装資源回収開始（10月）	
14	・新聞販売店による自主回収の開始 ・大府郵便局と不法投棄監視覚書締結（12月）	・排ガス高度処理施設竣工（ダイオキシン類排出保証値1.0ng-TEQ/m ³ N） ・葭野最終処分場埋立終了

年	大府市の施策	東部知多衛生組合の沿革
15	公共施設養子縁組制度（アダプトプログラム）の開始	
17		知多北部地域ごみ処理広域化計画策定
18	・環境美化推進員設置 （廃棄物減量等推進員制度を発展） ・ごみ減量懇談会開催	
19	環境学習出前講座開始（市内全小学校）	
20	レジ袋有料化	
22	「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例制定	
24	環境省使用済小型家電における宅配リユース及びリサイクルの可能性検討事業採択	
25	・電気式生ごみ処理機購入費補助金終了（3月） ・バイオマス産業都市認定（6月） ・大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 ・使用済小型電子機器等回収開始（7月） ・一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と災害時における廃棄物の処理等に関する協定を締結（10月） ・オオブユニティ株式会社と大府市地震等大規模災害時における災害廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定を締結（10月）	
26	・愛知県及び県内市町村と災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定を締結（1月） ・リネットジャパン株式会社と使用済小型電子機器等回収事業における連携と協力に関する協定を締結（6月）	大東最終処分場（埋立容量 38,139m ³ ）竣工
27	・オオブユニティ株式会社が横根バイオガス発電施設を供用開始（8月） ・スプレー缶資源回収開始（2月）	新ごみ処理施設建設工事開始（焼却能力 200t/日）
28	・大府市災害廃棄物処理計画策定（11月） ・市役所で使用済小型電子機器等回収開始 ・都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトへの参加	
29	大府市家庭系ごみ減量化実施計画策定（3月）	
30	・粗大ごみ戸別収集開始（10月） ・公共資源ステーションでペットボトルキャップ回収開始（7月） ・都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト終了。（3月）	新ごみ処理施設竣工（焼却能力 200t/日）（3月）
令和元年	・大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 ・横根自治区羽根山組で家庭系生ごみ分別収集モデル事業を実施（10月～12月） ・「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例の一部改正（12月）	使用料改定（10kg当たり家庭系 100円→200円、事業系 150円→200円）
2	・バイオマスプラスチック製ごみ袋（ボランティア用）を製作（4月） ・横根自治区羽根山組、石丸東組及び石丸西組で家庭系生ごみ分別収集モデル事業を実施（9月～11月）	住友重機械 温水プール（東部知多温水プール）リニューアルオープン（4月）

第3節 ごみ処理に関する現状と課題の把握

1. ごみ処理フロー

令和元年度におけるごみ処理フローは、図2-3-1に示すとおりです。

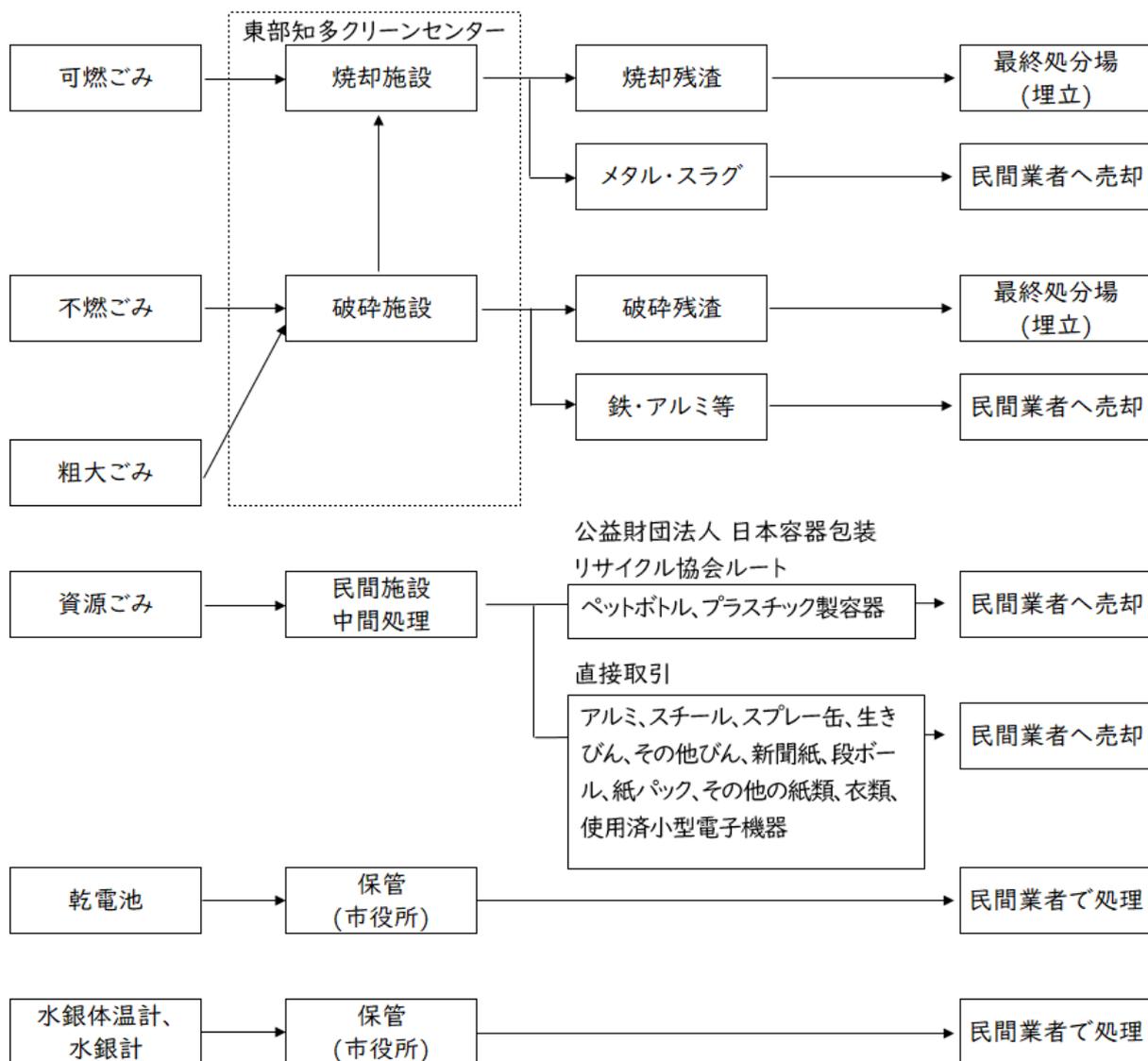


図2-3-1 ごみ処理フロー

2. ごみ処理体制

(1) 収集

本市におけるごみの収集運搬は、委託方式を原則としています。

燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物は、ステーション方式で収集を行っており、粗大ごみは、戸別収集又は許可業者による収集を行っています。

また、スプレー缶は使い切り、穴を開けずに資源物として収集を行い、使用済小型電子機器等、乾電池及び体温計などの水銀使用製品は、公共施設等で拠点回収を行っています。

表 2-3-1 ごみ・資源物の収集運搬体制一覧表 (令和2年2月1日現在)

区分	排出方法	収集形態	収集頻度	収集方式	集積場所数	
ごみ	燃やせるごみ	指定ごみ袋	委託	週2回	ステーション方式	3,227
	燃やせないごみ	指定ごみ袋	委託	月2回	ステーション方式	3,227
	粗大ごみ	-	直接搬入	随時	-	-
			戸別収集	週2回	各戸収集方式	-
許可業者			随時	-	-	
資源物	生きびん	プラスチック コンテナ	委託	月1~2回	ステーション方式	地域の資源 回収ステー ション 470
	その他びん					
	スチール					
	スプレー缶					
	アルミ	プラスチックコンテナ (麻袋へ移す)				
	ペットボトル					
	ダンボール	しばってその まま				
	新聞紙					
	紙パック					
	その他の紙類	透明性の袋				公共資源 ステーション 8
	衣類					
	プラスチック製 容器包装					
	乾電池	回収ボックス				
使用済小型電子 機器等	回収ボックス	委託	常時	拠点方式 (公共施設)	11	

大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年大府市条例第5号）第14条の2に規定する「市が一般廃棄物処理計画に基づいて行う一般廃棄物の収集における資源物を排出する所定の場所」とは、地域の資源回収ステーション及び公共資源ステーションとします。

なお、位置については、環境課で閲覧することができます。

(2) 自己搬入

クリーンセンターへ自己搬入できるごみは、表 2-3-2 に示すとおりです。

表 2-3-2 自己搬入できるごみ

分別の種類	受付場所	受付曜日	受付時間
燃やせるごみ	東部知多クリーンセンター	平日、土曜日 (祝日含む)	8:30~12:00 13:00~16:30
燃やせないごみ	同上	同上	同上
粗大ごみ	同上	同上	同上

(3) 中間処理

収集又は自己搬入されたごみは、東部知多クリーンセンターで焼却・破碎処理を行い、資源物は民間資源化業者へ処理を委託しています。平成 31 年 4 月に供用を開始した新ごみ処理施設では、最新式のシャフト炉式ガス化溶融炉を採用し、ごみを溶融処理することで、溶融スラグや溶融メタルを生成し、それらを有効活用することで、最終処分量を大幅に削減しています。また、ごみを処理するときに発生する熱エネルギーの余熱利用及び蒸気タービンによる発電を行い、エネルギーを高効率で回収しています。

① ごみ

ア. 焼却処理施設

名称	東部知多クリーンセンター
所在地	知多郡東浦町大字森岡字葭野 41
処理能力	200 t / 日 (100 t / 24 h × 2 基)
炉形式	シャフト炉式ガス化溶融炉
使用開始	平成 31 年 4 月

イ. 破碎処理施設

名称	東部知多クリーンセンター
所在地	知多郡東浦町大字森岡字葭野 41
処理能力	30 t / 日 (30 t / 5 h × 1 基)
破碎機形式	衝撃剪断併用横形回転式
使用開始	平成元年 4 月

② 資源物

資源物は、回収業者の中間処理施設で品目ごとに処理をした後、それぞれのリサイクルルートにのせて再資源化をします。

品目	処理内容	その後のルート
生きびん	異物除去、色・種類に選別	民間ルート
その他びん	異物除去、色別に選別、粗破碎	//
スチール	ごみの除去、選別、圧縮	//
アルミ	ごみの除去、選別、圧縮	//
紙	ひもを切り、種類ごとに選別、圧縮	//
衣類	袋から出し、種類ごとに選別	//
使用済小型電子機器等	分解、選別	//
ペットボトル	異物除去、圧縮梱包	指定法人ルート
プラスチック製容器包装	選別、異物・ごみの除去、圧縮梱包	//

(4) 最終処分

ごみの最終処分は、東部知多クリーンセンターで焼却・破碎等の中間処理をした後、破碎不燃残渣を組合が整備し、平成 27 年 4 月に供用開始した大東最終処分場へ、飛灰を愛知県の広域最終処分場及び民間の最終処分場へ搬入し、埋立処理をします。

名称	大東最終処分場	
所在地	大府市大東町五丁目 108	
敷地面積	12,759.51 m ²	
埋立面積	8,370 m ²	
埋立容量	38,139 m ³	
処理方式	埋立	準好気性埋立
	浸出水	凝集沈殿+接触ばっ気式生物処理+物理的科学的処理+砂ろ過+活性炭吸着+キレート樹脂吸着+滅菌
供用開始	平成 27 年 3 月	

3. ごみ処理の実績

(1) ごみ排出量

ごみ排出量の推移は、表 2-3-3 に示すとおりです。

平成 24 年度から平成 30 年度にかけ、人口が増加傾向にある中、総ごみ排出量はほぼ横ばいで推移しています。内訳は、家庭系ごみの排出量は減少傾向にあり、事業系ごみの排出量は、経済動向により左右される側面があり、近年増加傾向にあります。

表 2-3-3 ごみ排出量の推移

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口	人	87,446	88,350	88,971	89,664	91,009	91,760	92,232
総ごみ排出量	t	27,916	28,383	28,746	29,100	28,868	28,486	28,556
家庭系ごみ	t	22,759	22,805	22,516	22,615	22,420	22,165	21,908
収集ごみ	t	21,978	21,986	21,679	21,661	21,455	21,179	20,841
可燃ごみ	t	15,481	15,614	15,632	15,813	15,858	15,887	15,801
不燃ごみ	t	720	711	686	693	652	673	649
資源ごみ	t	5,777	5,661	5,361	5,155	4,945	4,619	4,385
粗大ごみ	t	-	-	-	-	-	-	6
自己搬入ごみ	t	781	819	837	954	965	986	1,067
可燃ごみ	t	659	681	704	812	817	821	892
不燃ごみ	t	122	138	133	142	148	165	175
事業系ごみ	t	5,157	5,578	6,230	6,485	6,448	6,321	6,648
収集ごみ	t	4,139	4,513	5,093	5,323	5,299	5,228	5,513
可燃ごみ	t	3,434	3,677	4,034	3,635	3,188	3,057	3,255
不燃ごみ	t	6	5	4	4	4	5	6
資源ごみ	t	699	831	1,055	1,684	2,107	2,166	2,252
自己搬入ごみ	t	1,018	1,065	1,137	1,162	1,149	1,093	1,135
可燃ごみ	t	1,011	1,059	1,124	1,155	1,143	1,088	1,123
不燃ごみ	t	7	6	13	7	6	5	12
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	713	707	693	689	675	662	651
事業系ごみ排出原単位	g/人・日	162	178	192	198	194	189	197
総ごみ排出原単位	g/人・日	875	880	885	887	869	851	848
家庭系ごみ排出原単位 (資源ごみ等除く)	g/人・日	532	532	528	532	526	524	521
事業系ごみ排出原単位 (1日あたり)	t/日	14	15	17	18	18	17	18
総ごみ排出原単位 (資源ごみ等除く)	g/人・日	672	679	688	678	657	648	651

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（人口基準日：各年度 10 月 1 日）

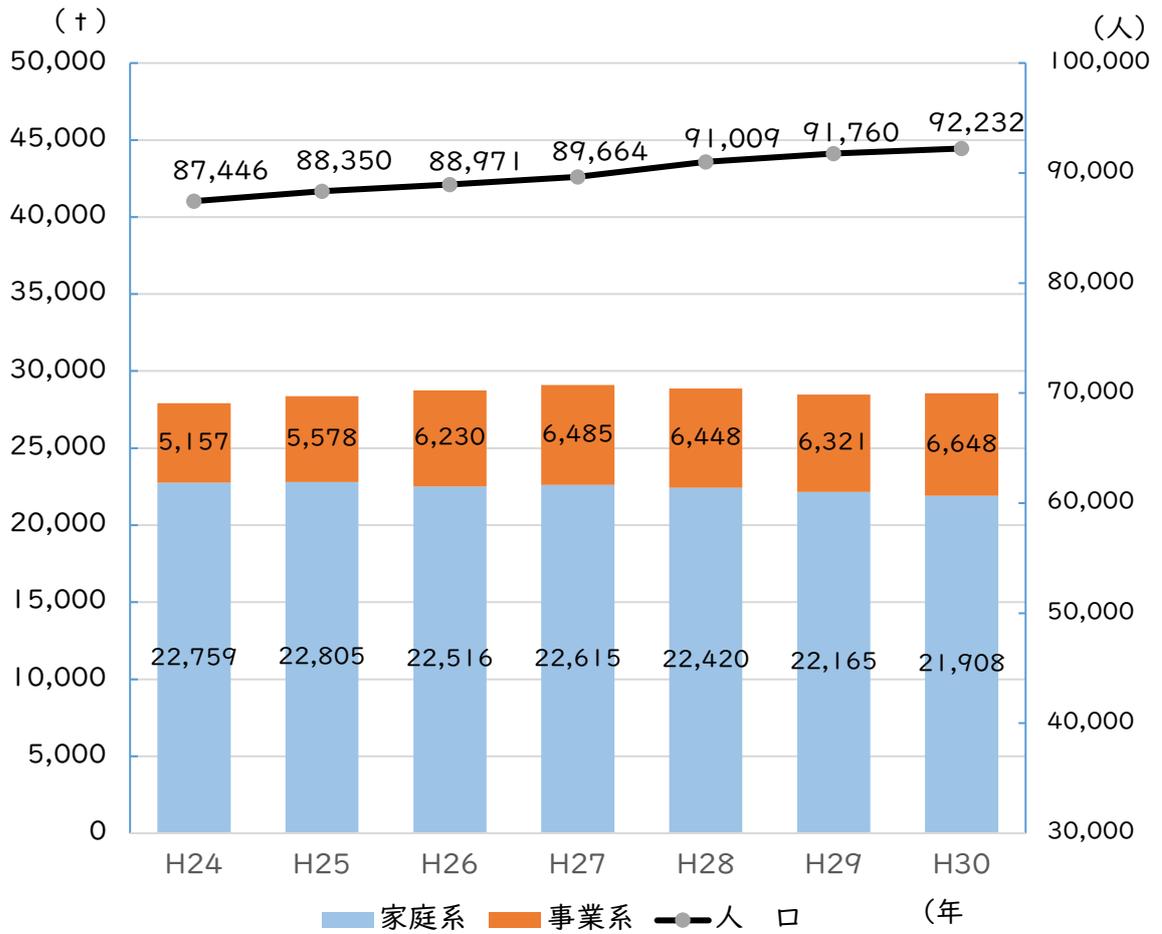


図 2-3-2 ごみ排出量の推移

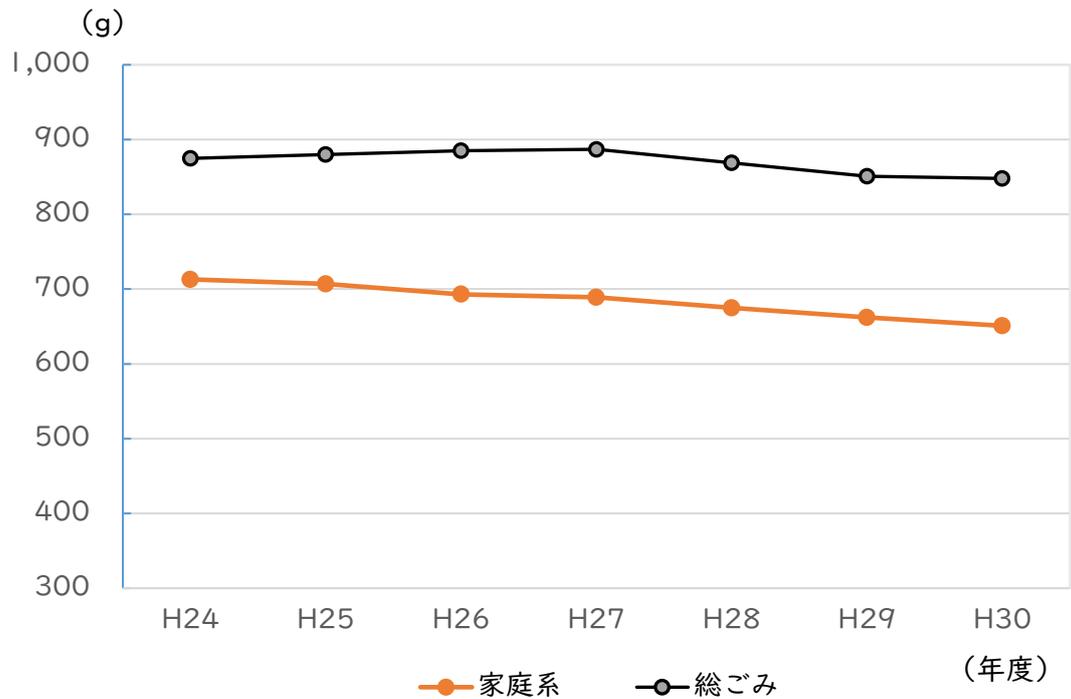


図 2-3-3 一人1日当たりごみ排出量の推移

(2) 収集形態別ごみ収集量

収集形態別ごみ収集量の推移は、表 2-3-4 に示すとおりです。直営での収集を行っていないため、委託業者による収集が大半を占めており、次いで許可業者、直接搬入となっています。

表 2-3-4 収集形態別ごみ収集量の推移

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総ごみ排出量	+	27,916	28,383	28,746	29,100	28,868	28,486	28,556
家庭系ごみ	+	22,759	22,805	22,516	22,615	22,420	22,165	21,908
可燃ごみ	+	15,481	15,614	15,632	15,813	15,858	15,887	15,801
委託業者	+	15,441	15,566	15,579	15,763	15,808	15,827	15,733
許可業者	+	40	48	53	50	50	60	68
不燃ごみ	+	720	711	686	693	652	673	649
委託業者	+	706	696	671	677	636	655	628
許可業者	+	14	15	15	16	16	18	21
資源ごみ	+	5,777	5,661	5,361	5,155	4,945	4,619	4,385
委託業者	+	4,805	4,708	4,395	4,179	4,016	3,760	3,593
許可業者	+	972	953	966	976	929	859	792
粗大ごみ	+	-	-	-	-	-	-	6
委託業者	+	-	-	-	-	-	-	6
直接搬入	+	781	819	837	954	965	986	1,067
事業系ごみ	+	5,157	5,578	6,230	6,485	6,448	6,321	6,648
可燃ごみ	+	3,434	3,677	4,034	3,635	3,188	3,057	3,255
許可業者	+	3,434	3,677	4,034	3,635	3,188	3,057	3,255
不燃ごみ	+	6	5	4	4	4	5	6
許可業者	+	6	5	4	4	4	5	6
資源ごみ	+	699	831	1,055	1,684	2,107	2,166	2,252
許可業者	+	699	831	1,055	1,684	2,107	2,166	2,252
直接搬入	+	1,018	1,065	1,137	1,162	1,149	1,093	1,135
合計								
委託業者	+	20,952	20,970	20,645	20,619	20,460	20,242	19,960
許可業者	+	5,165	5,529	6,127	6,365	6,294	6,165	6,394
直接搬入	+	1,799	1,884	1,974	2,116	2,114	2,079	2,202

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（人口基準日：各年度10月1日）

(3) 資源化量

資源化量の推移は、表 2-3-5 に示すとおりです。

総資源化量は増加傾向となっておりますが、直接資源化量は減少傾向にあります。直接資源化量のうち、特に、紙類の減少割合が大きくなっています。これは、電子書籍の普及等により、新聞や雑誌の購読量が減っているためと考えられます。また、ガラス類の減少割合も大きくなっていますが、これは飲料や調味料の容器がビンからペットボトル等に置き換えが進んでいることの影響と考えられます。

施設処理に伴う資源化量は、増加傾向にあります。これは、食品残渣をメタン発酵処理し、資源化することができる民間のバイオガス発電施設が平成 27 年度に稼働を開始し、その後も着実に搬入量が増加していることに起因しています。また、東部知多衛生組合の新ごみ処理施設が平成 31 年 3 月に運転を開始したことにより、従来埋立処分していた焼却灰の代わりに熔融スラグを生成し、資源化することができるようになったことが影響しています。

表 2-3-5 資源化量の推移

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総資源化量	†	6,822	6,838	6,757	7,185	7,372	7,087	7,336
直接資源化量	†	6,476	6,492	6,416	6,255	6,110	5,495	5,339
紙類	†	4,193	4,062	3,850	3,668	3,491	3,169	2,936
紙パック	†	16	15	14	14	14	14	15
金属類	†	204	195	184	181	179	178	176
ガラス類	†	760	777	716	695	692	671	651
ペットボトル	†	167	175	166	166	166	167	170
容器包装プラスチック	†	299	302	300	299	275	295	299
布類	†	123	110	101	103	100	97	104
その他	†	714	856	1,085	1,129	1,193	904	988
施設処理に伴う資源化量	†	346	346	341	930	1,262	1,592	1,997
金属類	†	346	346	341	346	320	302	430
熔融スラグ	†	-	-	-	-	-	-	261
その他	†	-	-	-	584	942	1,290	1,306
総ごみ排出量	†	27,916	28,383	28,746	29,100	28,868	28,486	28,556
一般廃棄物の資源化率	%	24.4	24.1	23.5	24.7	25.5	24.9	25.7

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（人口基準日：各年度 10 月 1 日）

(4) ごみ処理量

ごみ処理量の推移は、表 2-3-6 に示すとおりです。

中間処理量は、全体として増加傾向にあります。内訳では、メタン化施設で増加傾向にある一方、焼却施設及び破碎施設は増減を繰り返しながら、長期的にはほぼ横ばいとなっています。

最終処分量は、平成 29 年度から減少傾向となっています。

表 2-3-6 ごみ処理量の推移

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
中間処理量	†	21,439	21,892	22,330	22,845	22,757	22,991	23,225
直接焼却量	†	20,584	21,032	21,494	21,415	21,006	20,853	21,077
焼却以外の中間処理量 (破碎施設)	†	855	860	836	846	809	848	842
焼却以外の中間処理量 (メタン化施設)	†	-	-	-	584	942	1,290	1,306
最終処分量	†	3,008	2,989	3,027	3,092	3,097	2,873	2,504
焼却残渣の埋立量	†	2,699	2,695	2,724	2,782	2,806	2,628	2,187
焼却以外の中間処理残渣 の埋立量	†	309	294	303	310	291	245	317

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（人口基準日：各年度 10 月 1 日）

(5) ごみの性状

収集しているごみの性状は、環境美化推進員、収集運搬事業者の協力のもと、毎年燃やせるごみ、燃やせないごみの組成調査を行い、分別状態の把握に努めています。

① 燃やせるごみの組成

燃やせるごみとして市内 20 か所の収集場所に出されたごみの組成調査を実施した結果、図 2-3-4 に示すとおり、重量比で生ごみが 30.9%含まれており、その内、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまった未開封品が 2.8%含まれていました。

また、資源化できる紙類やプラスチック製容器包装もまだ多く含まれており、重量比で資源物は 24.4%を占めています。

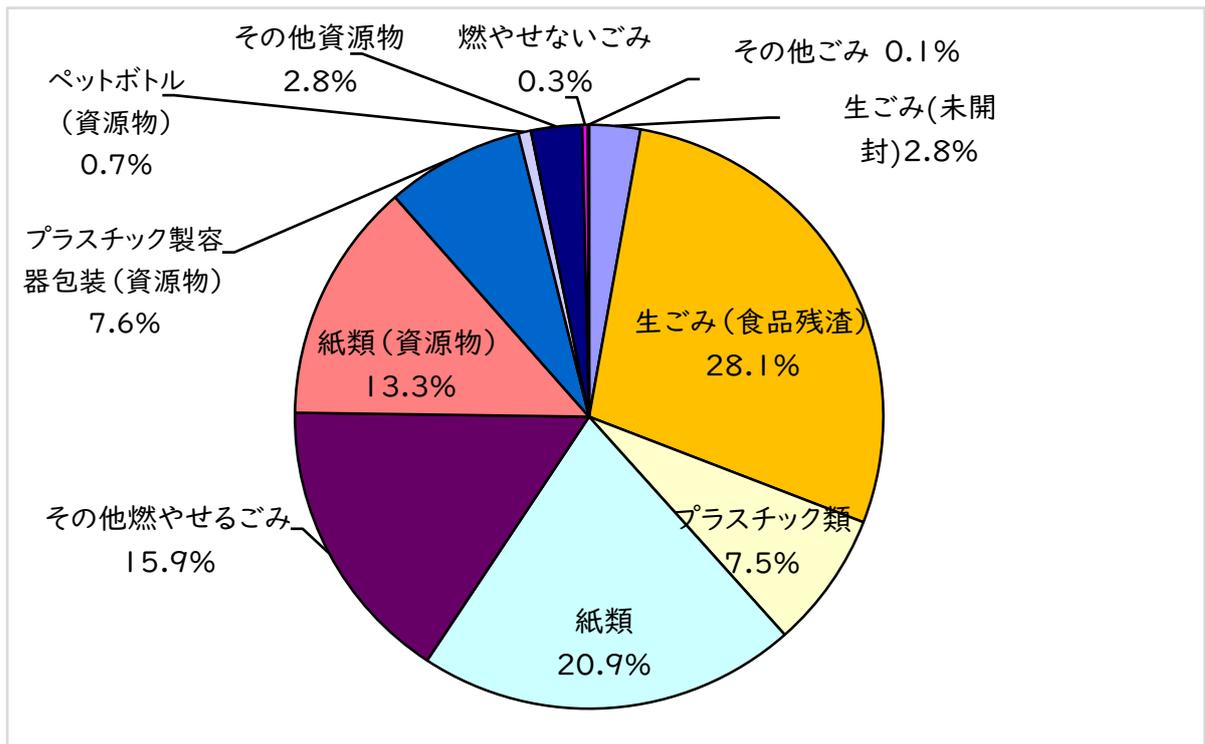


図 2-3-4 燃やせるごみの組成調査結果 (令和元年 11 月実施)

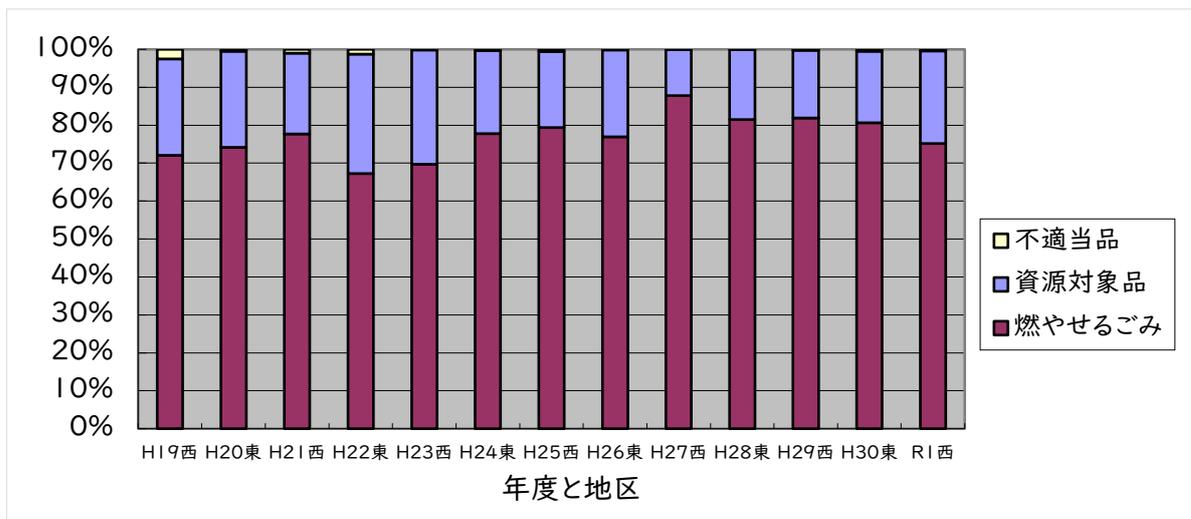


図 2-3-5 燃やせるごみの組成の経年変化

② 燃やせないごみの組成

燃やせるごみと同様に、市内 20 か所の収集場所に燃やせないごみとして出されたごみの組成調査では、燃やせないごみに該当するものは62.8%、資源物にあたるものが17.0%という結果でした。

資源化できるものの混入が多く、その中でもびん類が多く含まれていました。

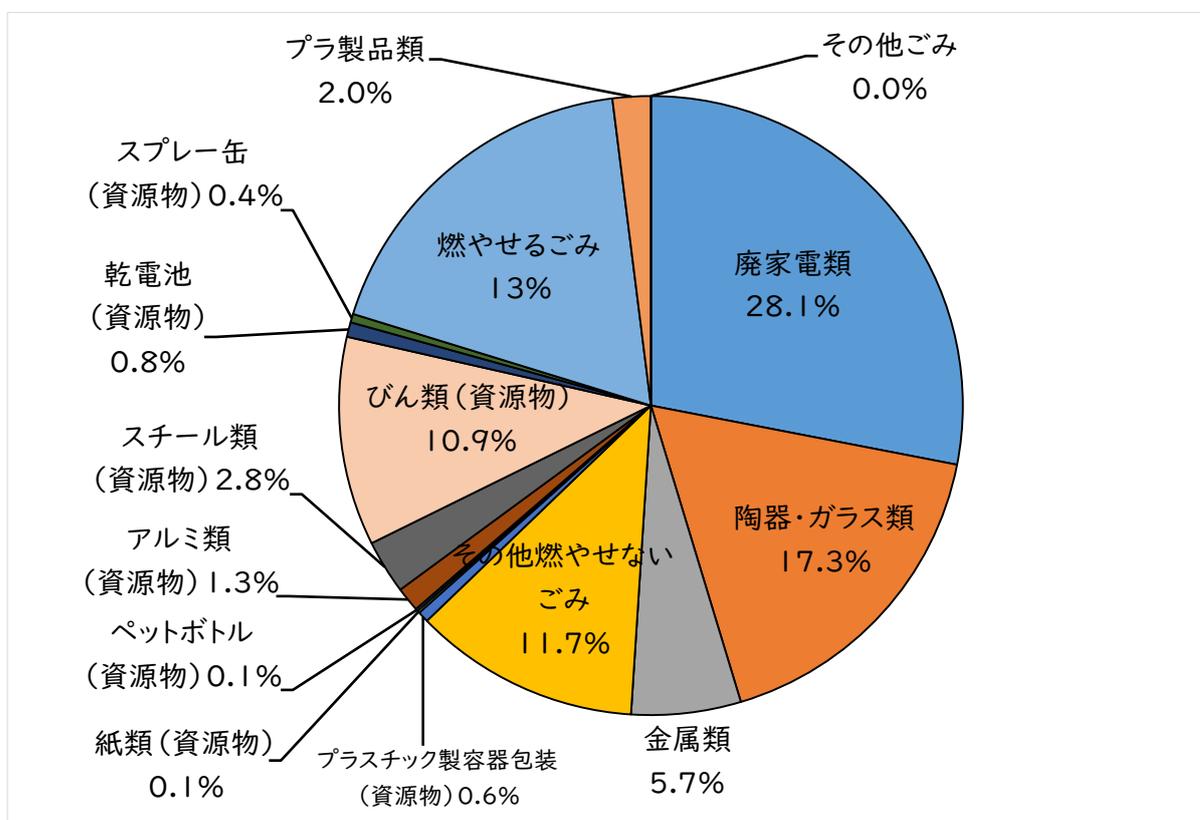


図 2-3-6 燃やせないごみの組成調査結果（令和元年11月実施）

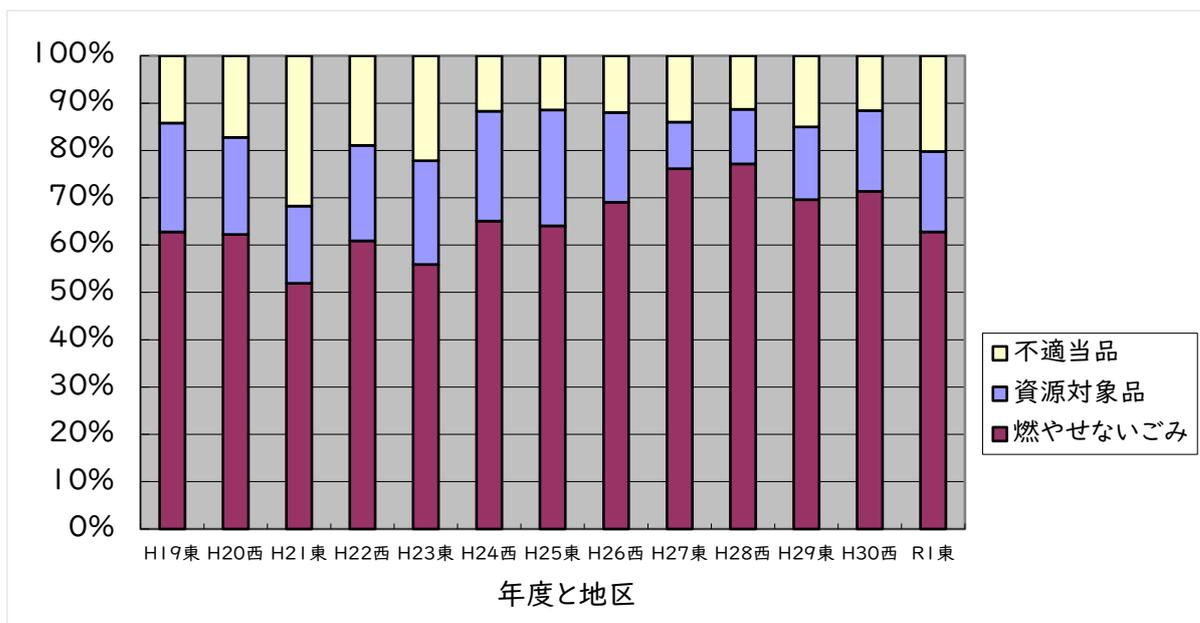


図 2-3-7 燃やせないごみの組成の経年変化

4. ごみ処理の評価

(1) 標準的な指標による評価

市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価することを目的に、環境省において策定された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、本市と都市形態区分、人口、産業構造が類似する自治体を抽出し、平成29年度における一般廃棄物の処理状況について評価を行いました。

本市と都市形態区分等が類似する自治体として52市があり、それらの団体と比較した結果は図2-4-1及び表2-4-1に示すとおりです。

評価指標のうち、「廃棄物のうち最終処分される割合」は平均よりやや低い水準となっておりますが、「廃棄物からの資源回収率」は高い水準となっており、一部事務組合を構成し、広域でのごみ処理を行っていることから、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」とも高い水準にあり、全国の同規模団体と比較して費用が抑制できています。

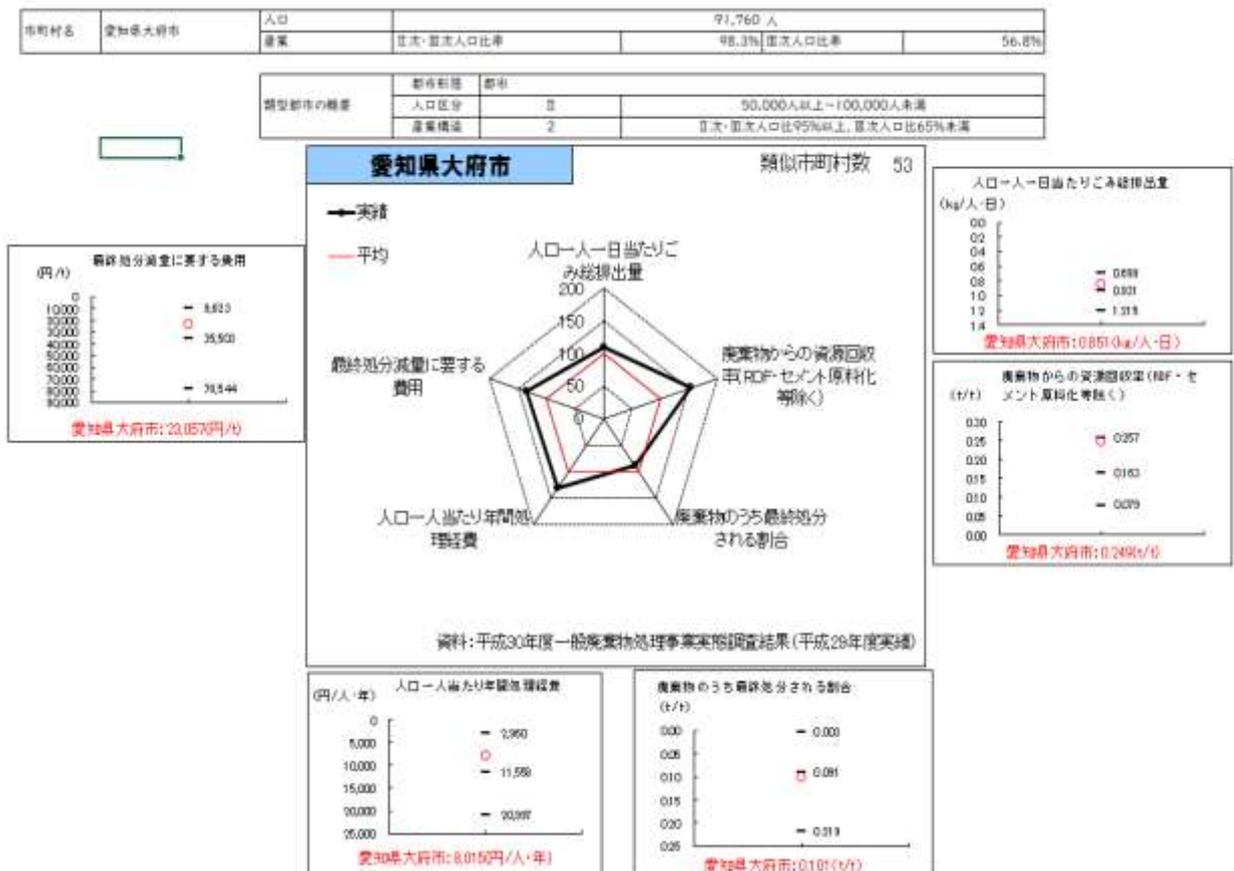


図 2-4-1 類似市町村との比較評価結果 (平成29年度)

表 2-4-1 評価指標（平成 29 年度）

標準的な指標	人口一人1日 当たりごみ 総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.931	0.163	0.091	11,558	35,503
最大	1.215	0.257	0.219	20,997	78,544
最小	0.699	0.079	0.003	2,960	9,623
標準偏差	0.132	0.048	0.050	3,147	11,662
大府市実績	0.851	0.249	0.101	8,015	23,057
指数値	108.6	152.8	89.0	130.7	135.1

比較した自治体（52 市）

米沢市（山形県）、南相馬市（福島県）、鹿嶋市、つくばみらい市（茨城県）、館林市、藤岡市、安中市、みどり市（群馬県）、秩父市、羽生市、八潮市（埼玉県）、三条市、柏崎市、燕市（新潟県）、加賀市、能美市（石川県）、鯖江市、越前市、坂井市（福井県）、岡谷市、諏訪市（長野県）、関市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、可児市（岐阜県）、袋井市、裾野市（静岡県）、碧南市、蒲郡市、犬山市、常滑市、知多市、知立市、豊明市、みよし市、あま市（愛知県）、名張市（三重県）、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市（滋賀県）、高砂市、たつの市（兵庫県）、玉野市、総社市（岡山県）、下松市、光市、山陽小野田市（山口県）、四国中央市（愛媛県）

（2）国・愛知県との比較

図 2-4-2 に示すとおり、総ごみの一人1日当たりの排出量は、国の平均、愛知県の平均と比べて少なくなっています。一方で、家庭系ごみは、国の平均、愛知県の平均と比べて多くなっています。

また、図 2-4-3 に示すとおり、ごみの資源化率は、国及び愛知県の平均と比べて高くなっています。

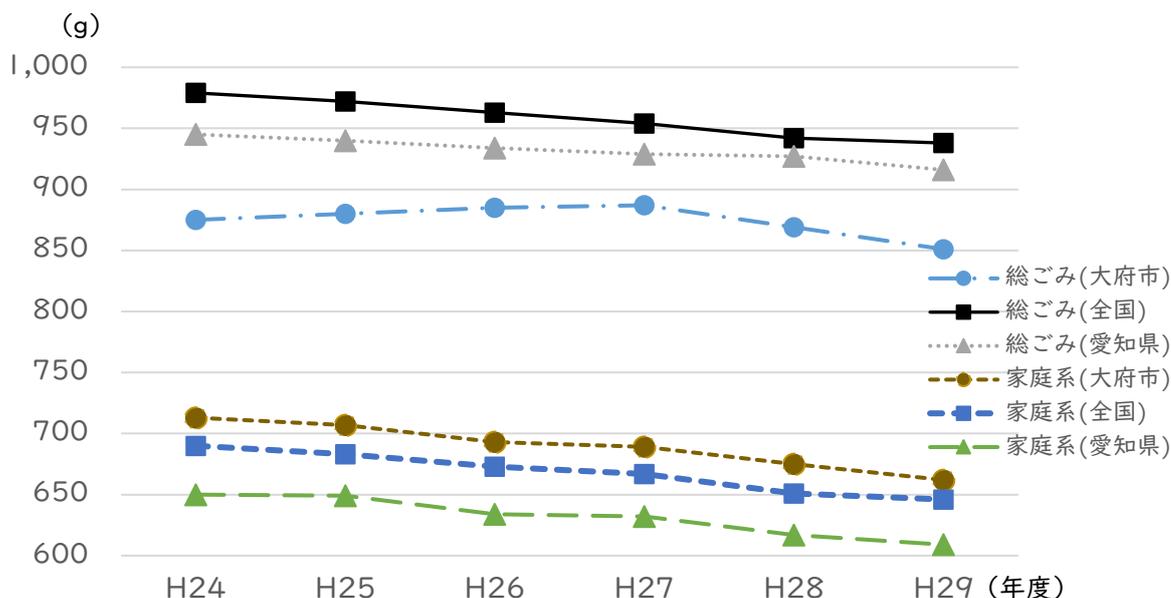


図 2-4-2 一人1日当たりごみの排出量の推移

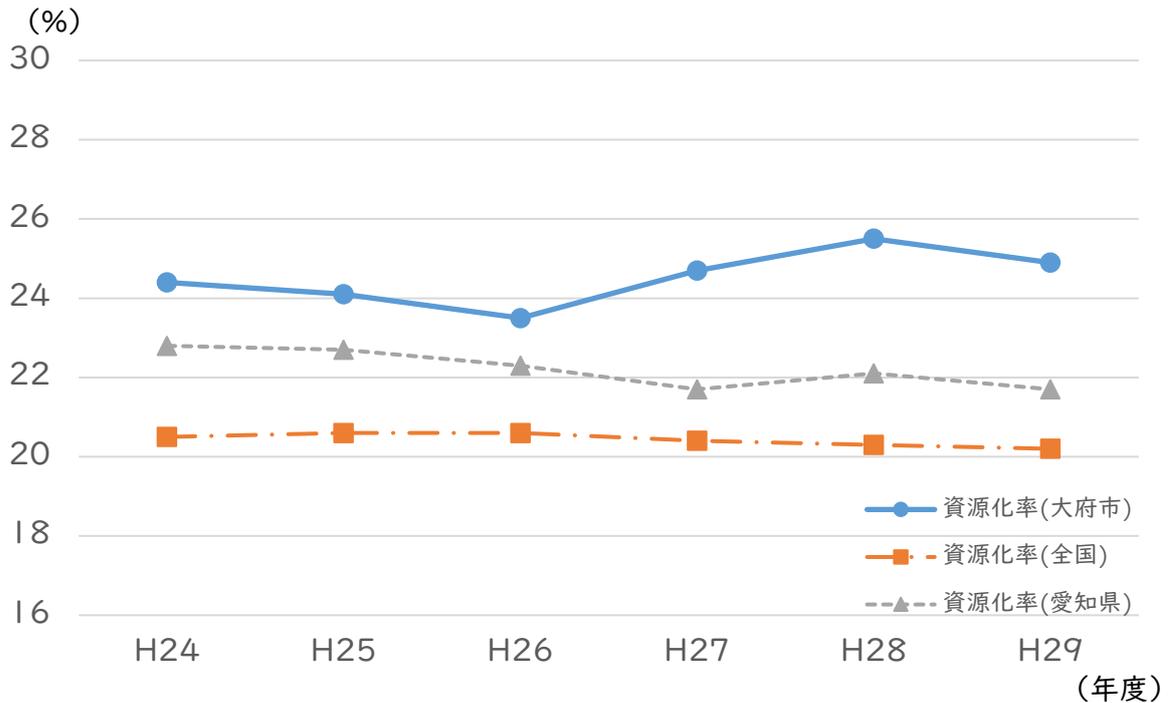


図 2-4-3 資源化率の推移

5. 市民の意識調査

本計画の策定に当たって、「第3次大府市環境基本計画」の策定時に実施したアンケート結果と「市民意識調査の結果」に基づき、市民のごみの現状に関する認知状況やごみ減量への取組状況を把握しました。

6. 課題の抽出

(1) ごみの排出量の削減

家庭系ごみの一人1日当たりのごみの排出量は減少していますが、国及び愛知県の平均と比べて多くなっており、さらに削減をしていく必要があります。

事業系ごみは、事業活動が活発になると排出量が増加する傾向にあります。アンケート結果では、環境に関する施策・取組で省エネルギーに次いで、ごみの減量化やリサイクルの重要度が高いと答える一方、具体的な廃棄物減量対策については、今後実施する予定との回答が一定数見られることから、事業者へ廃棄物の排出指導等を行い、削減を目指す必要があります。

(2) ごみの資源化の促進

ごみの資源化は、直接資源化量について、技術改良による素材の軽量化や電子書籍の普及により回収重量が減少しており、家庭系ごみの資源化量が低下しています。燃やせるごみ、燃やせないごみの中には、まだまだ資源化できるものが含まれていることから、排出時の分別の徹底などにより、資源化を進める必要があります。アンケート結果では、10代及び20代では分別方法に対する認知度が低い傾向が見られることから、それらの世代に

身近なメディアを使った情報提供を行うなど、正しい分別方法の普及啓発を行う必要があります。また、バイオマス産業都市構想の中核を担うバイオガス発電施設についての認知度は低いものの、生ごみの分別収集に対しては全体の6割以上が協力意向を示しており、引き続き調査研究を行い、実現可能性について検討を進めていく必要があります。

事業系ごみでは、引き続き、食品残渣のバイオガス発電施設への搬入を促していく必要があります。また、事業者への排出指導等により、資源化を促進する必要があります。

(3) 取扱いに注意を要するごみの取扱い

クリーンセンターの破砕処理施設において、リチウムイオン電池の発火事故やスプレー缶の混入による爆発事故が生じ、一時的に施設が使えなくなるという事態が発生していることから、取り外しができるリチウムイオン電池については、分別して回収拠点に出すよう啓発する必要があります。スプレー缶は、平成28年2月から資源回収品として回収していますが、排出方法が守られずに燃やせないごみとして排出されるケースがあるため、さらなる周知を行う必要があります。

蛍光灯や体温計などの水銀使用製品は、市民に対し回収方法について周知するとともに、家庭で使われなくなった水銀使用製品を適切に回収・処理することが必要です。

(4) 環境教育の推進

小学校4年生を対象にした環境教育では、ごみや資源物の分別方法等に関する出前講座を実施し、家族で環境に関して話題にしてもらうきっかけづくりを行ってきました。出前講座実施後に行う保護者に対するアンケート調査では、ごみの分別方法に関する疑問が寄せられています。そのため、ごみの正しい分別方法やごみを減らす方法について、環境教育の中でさらなる啓発が必要と考えられます。

また、ごみの減量化や資源化の促進だけでなく、ごみのポイ捨てをしない、できるだけ使い捨てプラスチック製包装を使用した製品を購入しない、食べきれぬ分の食材だけ購入するなど、気軽に参加・学習できるような場や機会づくりを行い、環境教育を通じて環境を守る行動を日常的に行う市民を養成していく必要があります。

(5) 食品ロスの削減

毎年行うごみの組成調査において、家庭から出る燃やせるごみの約3割を食品廃棄物（生ごみ）が占めていることが分かっています。さらに、そのうちの約1割は賞味期限切れとなった未開封品など食品ロスと言われるものです。

令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、その中で食品ロスを削減するためには、「国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要」とされています。

そのため、飲食店等の事業者を含め、食品ロスの削減に向けて啓発を行っていくとともに、食品ロス削減に取り組む団体との連携を図り、食品ロスの削減について市民が自分のこととしてとらえ、具体的な行動に移すように促していく必要があります。

(6) 海洋プラスチック問題への対応

海洋ごみは、海洋生物や漁業、観光等に影響を与え、近年ではマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。国は、第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）に基づき、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、令和元年5月にプラスチック資源循環戦略を策定し、ワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を減らす脱プラスチックの取組を進めるとともに、製品の原材料を紙やバイオマスプラスチック等の再生可能資源に適切に切り替えた上で、できるだけ長い期間プラスチック製品を使用し、使用後は徹底的に分別し、循環利用を図ることとしています。

また、令和2年7月1日からレジ袋（プラスチック製買物袋）が、有料化されました。レジ袋の有料化を通じて、マイバッグを持ち歩く習慣が生まれるなど、環境のために一人ひとりのライフスタイルに変化が起きつつあります。

そのため、市民が普段の生活の中で「プラスチックをできるだけ使用しない」ことを意識し、気づき、具体的な行動に移すようなきっかけづくりを行っていく必要があります。

(7) 災害への備え

南海トラフ地震が予想されているだけでなく、局地的な大雨による水害の発生が懸念されています。災害が起こると、大量の災害廃棄物が発生し、その処理が課題となります。本市では、発生が想定される災害に対する処理体制の整備と災害廃棄物の円滑な処理を促進するため、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）に基づき、平成28年11月に「大府市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

災害が起きた際に迅速に対応するため、災害廃棄物処理を体験する訓練の実施などを行い、緊急時に対応できる体制を構築する必要があります。

第4節 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

不要なものの購買を抑え、ごみを減らし、製品の再利用を推進し、再生できるものは資源として再生利用するという3Rに、ごみになるものの受け取りを断る発生回避(リフューズ)を加えた4Rを推進し、循環型社会づくりを行います。

- ① リフューズ (R e f u s e) 発生回避：ごみになるものの受け取りを断る
- ② リデュース (R e d u s e) 発生抑制：ごみとなるものを減らす
- ③ リユース (R e u s e) 再利用：繰り返し使う
- ④ リサイクル (R e c y c l e) 再資源化：資源として利用する

(1) 廃棄物の発生抑制

ごみの量を減らすため、発生抑制(リデュース)を推進します。「ごみになるものを買わない、もらわない」取組が必要で、不要、過剰なものは断る発生回避(リフューズ)を意識し、ごみになりにくい製品・サービスの提供や利用を選択していくことが重要です。

こうした発生抑制の取組を市民一人ひとりが主体となって実施していくことができるように、環境学習や出前講座等の機会の創出、気づきを行動に移すための方法を示していきます。

(2) 廃棄物のリサイクル推進と再生可能エネルギーの活用

資源としてリサイクルすることが可能なものも、一定量がごみとして排出されていることから、発生抑制に次ぐ取組として、資源のリサイクルを推進していきます。生活や事業活動において、優先的に再利用(リユース)を行い、ごみとして発生したものは徹底して分別を行い、市だけでなく事業者や民間施設とも連携して再資源化(リサイクル)を行っていきます。

(3) 廃棄物の適正処理の推進

環境負荷の低減やコストに配慮し、法規制に対応した適正な処理を行っていきます。また、廃棄物の適正処理を推進するため、愛知県や他の自治体等と連携を行い、排出者への啓発や指導を実施するとともに、不法投棄や不適正処理の未然防止に努めていきます。

2. ごみの発生量及び処理量の見込み

平成 30 年度のごみ（資源物を含む）排出量の原単位は、家庭系が 650g、事業系が 197g、全体で 847g となっています。人口増や事業活動の活発化により排出量は年々増加していますが、一人ひとりのごみの排出抑制を推進し、計画年次の令和 12 年度には原単位を 780g に抑え、総排出量の削減を行います。

資源物の分別回収量と東部知多クリーンセンターでの資源化量を合わせた再生利用量は、平成 30 年度では 7,328t、ごみの発生量に占める割合（資源化率）は 25.7% となっています。排出抑制と資源物分別回収の推進により、令和 12 年度には資源化率を 30.0% に引き上げます。

表 2-5-1 ごみの発生量及び処理量の見込み

項目	平成 30 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)
総ごみ排出量 (t/年)	28,556	28,577
家庭系ごみ	17,523	17,402
資源	4,385	4,420
事業系ごみ	4,396	4,170
資源	2,252	2,585
人口 (人)	92,414	100,000
クリーンセンターでの資源化量 (t/年)	691	1,631
再生利用量 (t/年)	7,328	8,636

※人口は年度末時点

※クリーンセンターでの資源化量には、メタル及びスラグの重量が含まれています。

資源回収量は、新聞店の自主回収量を含み、スーパーやドラッグストア等での自主回収量は含みません。

表 2-5-2 計画目標

項目	平成 30 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)
①排出量の原単位 (g/人・日)	847	780
家庭系	650	595
事業系	197	185
②ごみ(資源物を除く)の排出量 (g/人・日)	650	590
家庭系(資源物を除く分)	520	475
事業系(資源物を除く分)	130	115
③資源化率 (%)	25.7	30.0

※人口は年度末時点

※排出量の原単位：総ごみ排出量 (t) × 1,000,000 / 人口 / 365 日

※資源化率：再生利用量 (t) / 総ごみ排出量 (t) × 100

3. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

市民・事業者・市がそれぞれの役割を果しながら、連携・協働して次のことを実行してごみの排出抑制を図っていきます。

(1) 市民の役割

一人ひとりがこれまでの生活様式を見直すことで、日常生活の中でごみの排出抑制を行い、ごみと資源物の分別に努めます。

主な取組

- 衝動買いを避け、本当に必要かをよく考えてから買うようにします。また、食品ロス削減のため、食材を買いに行くときは、冷蔵庫の中身をチェックして必要なものを食べきれ的分だけ購入するようにします。また、必要のないものは、たとえ無料でも受け取らないようにします。
- 不要な包装を断り、積極的に簡易包装に努め、マイバッグを持参してレジ袋の排出を削減するなど、市民一人ひとりが取組を実施することにより過剰包装を減らします。
- 商品を購入するときは、いらなくなって捨てることを考えて、なるべく使い捨て商品の購入を自粛します。また、市民がそうした選択をすることで製造者及び販売者の取組の促進につなげます。
- 各家庭では、計画的に食材等を考え、食べ残しなどを減らすようにし、エコクッキングなどに努め、生ごみの排出抑制に努めます。また、発生した生ごみは、アスパの使用などにより、積極的なたい肥化を図り、家庭菜園や園芸などでの利用を行うことで、ごみとしての排出を抑制します。
- 市民一人ひとりが、ものの長期使用を心がけ、不用品交換やフリーマーケット、バザー、リサイクルショップなどの積極的な利用を図ります。
- 商品購入の際には、リターナルブルびん（生きびん）や詰替え可能な商品など再使用可能な商品を選択するほか、家電製品や家具などは、修理・補修により長く使うことに心がけるとともに、購入時には長期使用可能なものを選択するよう心がけます。
- タオルは捨てる前に雑巾として利用するなど、個々でリフォームに取り組むことで、ものの長期間の使用に心がけます。

(2) 事業者の役割

事業者自らが排出者として、修理やリサイクルしやすい製品、また、ごみにならない製品の製造・販売を行い、事業者自らごみの減量化・資源化に努めます。

主な取組（◎は新規）

- 事業者においても、できる限り使い捨て商品の使用を自粛するとともに、製造者は使い捨てにならない製品の開発に取り組み、販売業者は使い捨て商品の販売を抑制します。
- 過剰包装とならない販売方法を考え、積極的に簡易包装を行うとともに、消費者である市民と協力してマイバッグ運動を実施するなど、容器包装によるごみの削減を推進します。
- ◎ 商品の性質上、包装を伴わざるを得ない商品については、その材質を紙やバイオマスプラスチック等の再生可能資源とし、できるだけプラスチックの使用を減らすよう努めます。
- 食品関連事業者は、生ごみの排出量の削減に向け、材料の適切な数量管理や、生ごみのたい肥化などの自主的な処理の実施に努めるとともに、やむを得ず排出する生ごみは、市内のバイオガス発電施設へ搬入するなど資源化に努めます。
- 販売・製造業者は、商品の修理・補修体制を整備し、消費者に利用を呼びかけることで、ものの長期使用を推進します。
- 資源物回収業者を積極的に利用し、ごみではなく資源物として排出するように努めます。
- 事業者が商品に利用した食品トレイなどの再資源化可能なごみは、自ら自主回収に取り組みます。
- 事業所において排出されるごみの分別を徹底し、資源化を推進します。

(3) 市の役割

ごみの排出抑制、減量化・資源化、適正処理の仕組みや体制を整備し、市民や事業者とともに循環型社会づくりを進めるため、適切な情報の提供、支援、啓発を行います。また、市自ら率先して排出抑制、減量化・資源化に努めます。

① 出前講座・環境学習の推進

海洋汚染や地球温暖化をはじめとした環境問題への関心を深め、今までの生活様式を見直し、なるべくごみを出さない生活への転換を促すため、広報おおぶや市公式ウェブサイトなどによる啓発を行います。また、地域の団体等に対する出前講座や小学校の児童に対する環境学習の推進を図ります。

主な取組（◎は新規）

- 小中学生を対象にした4R推進の標語やポスターの公募などを行い、ごみの4Rに関する啓発物を作成します。
- 地域の団体や市民グループ、企業に出張する出前講座を実施し、ごみの減量やリサイクルに関する情報提供を行います。
- ◎ ごみ減量やリサイクル促進のための、小学校における環境学習を促進するため、授業や自主学習で活用できる環境学習教材の配布を行います。
- ◎ 食材を無駄にしない、エコクッキング教室を開催します。
- ◎ 使い捨てプラスチックの削減を啓発するための講演会を実施します。

② ごみの発生抑制のための活動促進

買い物時の過剰包装の抑制、生ごみの家庭内減量や食品ロス削減など、市民や事業者の発生抑制のための行動を促進します。

主な取組（◎は新規）

- 不要な包装を断り、マイバッグを持参してレジ袋の排出を削減するマイバッグ運動の啓発を行います。
- 生ごみたい肥化容器等の購入費補助金の交付やアスパの無料配布により、家庭での生ごみ処理の普及・促進を図ります。
- 各家庭で実際に行っている減量化手法を公募し、市公式ウェブサイトに取り上げるなどの方法で、それぞれの市民にあった減量スタイルを確立します。
- 生ごみの水切りについて啓発するとともに、水切りの方法について市公式ウェブサイト等で紹介します。
- ◎ 市民のフードドライブへの取組を支援するとともに、大府市健康づくり食育推進協議会や地域婦人会などの団体と連携し、食品ロス削減につながるエコクッキングレシピを開発し、市公式ウェブサイト等で紹介します。
- ◎ 販売店・飲食店等との連携により、食べきれぬ量を注文しやすい小盛りメニューの開発や持ち帰り希望者への対応、2010運動の啓発など、食品ロス削減協力店の登録を行い、市公式ウェブサイト等で紹介します。

- ◎ ごみを多量に排出する事業者等へ、ごみの発生抑制に関する情報提供を行うとともに、排出指導を実施します。

③ 再利用（リユース）の促進と再生利用品の利用促進

リサイクルショップやフリーマーケットの利用など、市民の再使用の活動を支援するとともに、再生品の購入の促進を図ります。また、事業者として市が率先して再生利用品を調達します。

主な取組

- 公共施設におけるグリーン購入を積極的に推進し、資源物のリサイクルを支援します。
- 「エコプランおおぶ」に基づき、市庁舎及び市の関連施設において、環境保全活動に関する計画に基づき（Plan）、実施及び運用（Do）、点検及び是正（Check）、見直し（Act）を行うことによりシステムを継続的に改善し、ごみの減量化・資源化の推進に努めます。

④ 家庭ごみの適正排出と分別徹底の促進

資源を再生利用（リサイクル）するためには、排出の際に「ごみ」と「資源物」に分別して排出することが最も重要です。分別された資源物は、地域の資源回収ステーションでの回収を基本とし、公共資源ステーションの利用や販売店等での民間回収や店頭回収の実施を促すなど、多様な回収手段の確保を行います。また、回収を行った資源物が物（マテリアル）から物（マテリアル）へ再利用されるよう資源回収業者などに働きかけを行います。

主な取組

- ごみや資源の収集日程や、ごみの分け方・出し方などが掲載されたガイドブックの全戸配布を行うとともに、広報おおぶ、市公式ウェブサイト等でごみの分別等に関する情報提供を行います。
- 市民から環境美化推進員を選任し、家庭ごみの適正排出及び分別指導による啓もう・啓発活動を行います。
- 資源物回収に協力していただく自治会などの地域組織に対して報償金を交付し、資源物回収の活性化及び再資源化を推進します。また、環境美化推進員による地域住民への指導や助言を中心に、市民と市が協働で再資源化を推進します。
- 市民のごみ減量化・資源化等の市民意識を定期的に調査し、意見を取り入れ、協働してごみの減量化を推進します。
- ごみの量の把握だけでなく、各種施策の有効性や新規施策の導入に向けた条件整理などの判断材料とするため、ごみの種類ごとに組成調査を行い、ごみの性状から見た本市の廃棄物処理の現状把握を行ったうえで、ごみの減量化を推進します。

⑤ バイオマス産業都市構想の推進

本市は、平成 25 年 6 月にバイオマス産業都市の第一次選定地域として選定され、その中核となる民間のバイオガス発電施設が平成 27 年から稼働しています。このバイオガス発電施設の利用を促進し、本市や近隣地域で発生する食品廃棄物（バイオマス資源）をクリーンエネルギーとして再生利用（リサイクル）することで、ごみの削減、リサイクル促進及びエネルギーの地産地消を促進します。また、処理後の残渣を肥料や乾燥燃料として地域内活用を促進することで、循環型社会づくりを推進します。

主な取組（◎は新規）

- 小中学校及び保育園の給食残渣をバイオガス発電施設に搬入し、再生利用（リサイクル）します。
- 家庭系生ごみの分別収集の実現可能性について、引き続き、調査研究を進めます。
- ◎ メタン発酵後に生成した肥料を試験的に利用し、その効果（エビデンス）を検証します
- ◎ 肥料の効果の検証後に、公共施設や公園の植栽等での活用について、検討します。
- 近隣自治体からの食品廃棄物の搬入協議を適正に行います。

4. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

分別の区分としては、大きく「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」及び「資源物」とします。収集の対象は、家庭から出るごみに限り、区分内容については、法制度等の変更により新たに資源化ルートが整備された場合など、順次変更を検討していきます。

なお、多量のごみや事業系一般廃棄物などは、市では収集せず、表2-5-4に示すように対応します。

表2-5-3 収集するごみの分別の区分

分別区分		ごみの種類
燃やせるごみ		紙くず、調理くず、残飯、草木、皮革類、ゴム類、布類、木製品、プラスチック類など（基本的に指定ごみ袋に入るもの）
燃やせないごみ		金属製品、陶器類、ガラス類、小型家電製品など（指定ごみ袋に入るもの）、自転車・三輪車（不用と表示する）
資源物	アルミ	缶、フライパン、鍋、やかんなど
	スチール	缶、フライパン、鍋、ホーロー鍋、やかんなど
	スプレー缶	穴を開けずに使い切った状態で排出、キャップは分別
	ペットボトル	飲料用・しょう油用等のペットボトル
	生きびん	一升びん（茶色・緑色）、ビールびん、生きびん用収納ケースなど
	その他びん	飲料用・食品用のびん
	新聞紙	新聞紙
	段ボール	段ボール
	紙パック	牛乳・清涼飲料用パック
	その他の紙類	チラシ、ボール紙、本、雑誌、パンフレット、包装紙、紙袋、菓子箱、包装の台紙など
	衣類	衣類
	プラスチック製容器包装	食品トレイ、梱包用発泡スチロール、フィルム・ビニールなどの包装、プラスチック製容器、プラスチック製緩衝材
	使用済小型電子機器等	パソコン（デスクトップ型／ノートブック型）、携帯電話 DVD／ビデオデッキなど
	使用済み乾電池	アルカリ乾電池、マンガン乾電池

表2-5-4 収集しないごみと各収集・処理の方法

収集しないごみ	品目例	収集・処理方法
多量のごみ 収集困難物	指定ごみ袋に入らないもの、 家具、電子レンジ、ガス給湯器、多量の草木など	自分でまたは収集運搬許可業者に依頼して東部知多クリーンセンターへ搬入する。もしくは、販売店に引き取りを依頼する。
事業系一般廃棄物	事務所、商店などの事業所から出る一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）	事業者自ら適正に処理する。東部知多クリーンセンターへ搬入する場合には、自ら、または、収集運搬許可業者に依頼して行う。
特定家庭用機器	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機（衣類乾燥機含む） （家電リサイクル法対象品）	購入時・買い替え時の販売店または収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼する。
パソコン	本体及びディスプレイ	資源物として排出する。メーカー等へ回収を依頼する。
処理困難物	建設廃材、木の切り株、自動車・二輪車及びその部品、タイヤ、バッテリー、温水器、農業用機械、高圧ガス容器、消火器、廃油、塗料、農薬、劇薬など	販売店、工事業者、スクラップ業者等取扱業者で適正に処理する。

※パソコンは、メーカーによる回収、認定事業者による回収及び公共施設における回収の方法があります。

5. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

現在の収集運搬及び処理の体系維持を基本とし、国の制度改正や社会情勢の変化に対応した見直しを随時行っていきます。

(1) 収集運搬計画

① 収集運搬体制

現状の業務委託と一般廃棄物収集運搬許可業者を中心とした収集運搬体制を維持することとします。ただし、ごみ排出量の推移、資源物回収状況、市民の要望を考慮して今後も収集頻度、収集方式、排出方法などについて、必要に応じて調査・検討を行っていくこととします。

資源物の回収については、地域の資源回収ステーションでの回収を基本としつつ、ライフスタイルの変化等に対応するため、公共資源ステーションを生活に密着した利便性の高いスーパーマーケット等への移設を検討するなど、排出機会の増加を図っていきます。

また、民間事業者や市民団体による自主回収の取組についても状況把握に努め、市民への周知などの支援を行っていきます。

② 収集運搬車両

収集運搬車両については、委託業者の車両更新時期などに応じて環境にやさしい低公害車両の採用、車両のデザイン化など車両の合理化とともに市民に親しまれる収集・運搬車両の採用も検討していくこととします。

③ 中間処理計画

ごみは、東部知多クリーンセンター、資源物は委託業者の処理施設という現在の処理体制を維持します。

平成31年4月に東部知多クリーンセンター内に建設した新ごみ処理施設（以下、「新ごみ処理施設」という。）が稼働しており、新ごみ処理施設ではごみを溶融処理することで、残渣からメタル及びスラグを生成するマテリアルリサイクル施設としての役割も担っています。処理施設を長期に安定的に利用できるよう、計画的な補修を行っていきます。

④ 最終処分計画

新ごみ処理施設では、燃やせるごみを溶融処理するため、旧ごみ処理施設と比較してごみの焼却残渣が大幅に削減できます。一方、燃やせないごみについては、これまでどおり破碎残渣が発生します。それらを埋め立て処理するため、広域最終処分場、民間の最終処分場及び組合の大東最終処分場へ搬入しますが、埋立残年数が限られていることから、引き続き、安定した最終処分場の確保に努めます。

6. ごみ処理施設の整備に関する事項

(1) 収集運搬施設計画

今後、ごみ処理の広域化が進展した場合、必要に応じて収集運搬効率を高めるために、分別区分や収集頻度、収集形態の検討を行うこととします。

資源物回収の拠点として、地域の資源回収ステーションの拡充を行うとともに、補完的役割を担う公共資源ステーションについて、利便性が高い場所への移設等の検討を行い、より資源を出しやすい場と機会の提供を進めていきます。

(2) 中間処理施設計画

新ごみ処理施設が平成31年4月に供用を開始しています。ごみ処理量を抑え、施設を適切に維持管理することで、長期寿命化を図ります。

(3) 最終処分場計画

一般廃棄物は、自区内処分の原則から、東部知多衛生組合構成市町内での計画的な処分場の利用を進めるとともに、愛知県等で進められている広域処分場の整備計画への参加により、安定的な処分先を確保していきます。

7. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) ごみ収集・処理にかかる経費負担の適正化

ごみ処理経費の動向を見ながら、ごみ収集処理の有料化を含め経費負担の適正化について検討を行います。検討に当たっては、ごみの排出抑制効果や費用負担の公平性の確保など、他自治体での導入の経緯やその効果などを踏まえながら、慎重に検討を行います。

(2) 廃棄物・リサイクル関連法への対応

近年、廃棄物・リサイクル関連法の制定・改正が相次いで行われています。本市においても、これらの法制度の内容に対応したごみ処理施策を推進するとともに、市民・事業者への法制度の目的や内容などに関する情報提供を行います。

(3) 不法投棄・ポイ捨てごみ対策

環境美化推進員や市民からの通報、定期的に不法投棄の監視や処理を行う環境美化委託事業の実施及び不法投棄警告看板の掲示等により、不法投棄の予防に努めます。

郵便局・タクシー協会との協定に基づき、引き続き、不法投棄の監視及び通報の体制を取ります。

また、「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例に基づく市民行動の日におけるごみゼロ運動やクリーン・アップ・ザ・ワールド・イン・大府の実施、公園や公道の美化を地域のボランティアの定期活動によって行う公共施設養子縁組制度（アダプトプログラム）をPRし、市民・事業者と市の協働による地域環境美化を推進します。

(4) 適正処理困難物対策

タイヤや消火器など適正な処理が困難な廃棄物、医療系ごみや水銀等の人体や環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある廃棄物については、市としては収集処理を行わないものとしませんが、その適正な処理方法について周知を図ります。

(5) 災害廃棄物対策

本市は、東海・東南海地震に係る地震防災対策強化地域等に指定されており、大規模災害が発生することが予想されるため、「大府市地域防災計画」に基づき作成した「大府市災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物が発生した場合に必要な廃棄物の仮置場や、緊急的な処理処分方法の確保を進めます。

また、災害が起きた際に迅速に対応するため、災害廃棄物処理を体験する訓練の実施などを行い、緊急時に対応できる体制を構築します。

(6) 一般廃棄物処理に関する他市町村との協議

一般廃棄物は、発生する市町村での処理を原則としていますが、搬出先との協議を行うことで、市町村間の移動が認められています。

① 市外への搬出

搬出先市町村との協議の上、市内で発生した一般廃棄物を市外の民間の廃棄物処理施設で処理します。特に、資源化・再生利用（リサイクル）が可能なものについては、積極的に協議を進めます。

搬出の内容は、表 2-5-5 に示すとおりです（東部知多クリーンセンターから広域最終処分場へ搬出する焼却残渣等は含みません。）。

表 2-5-5 一般廃棄物処理の市外への搬出内容（平成 30 年度）

廃棄物の種類	搬出量	搬出先市町村
木くず	349.80 t	武豊町
剪定枝、刈草	583.79 t	半田市、阿久比町、東海市
乾電池	14.70 t	岡山県倉敷市
実験動物の屍体等	0.00 t	岐阜県海津市

② 市外からの搬入

他市町村との協議の上で、市外の一般廃棄物を市内にある民間の廃棄物処理施設で処理します。

搬入の内容については、表 2-5-6 に示すとおりです。

表 2-5-6 一般廃棄物処理の市外からの搬入内容（平成 30 年度）

処理施設	廃棄物の種類
最終処分場	焼却灰等、脱水汚泥、不燃物
中間処理施設	食品残渣、不燃物、粗大ごみ、乾電池、蛍光管

第 3 章 生活排水処理基本計画

第 1 節 現状把握及び課題の整理

1. 生活排水処理の状況

(1) 生活排水処理の形態

本市の生活排水処理の形態は、図 3-1-1 に示すとおりです。

現状では、本市の生活排水は、公共下水道、合併処理浄化槽によって処理されています。また、このような施設が整備されていない場合は、し尿のみの単独処理浄化槽及び汲取りによって処理がされています。

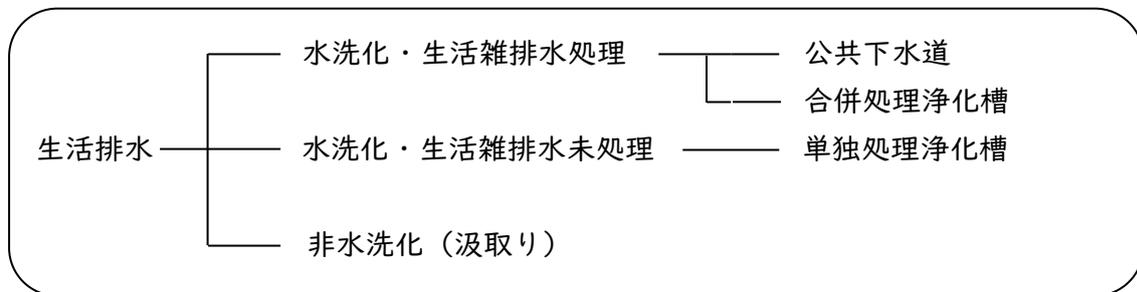


図 3-1-1 生活排水処理の形態

(2) 公共下水道の概要

本市の公共下水道は、境川流域公共下水道として昭和 46 年から整備に着手し、平成元年から供用を開始しています。

本市の公共下水道計画の概要は、表 3-1-1 に示すとおりです。

表 3-1-1 大府市公共下水道計画の概要

	都市計画決定	下水道事業認可
計画処理面積(ha)	1,757.8	1,310
計画人口(人)	86,108	76,392
計画汚水量(m ³ /日)	47,422	35,745
排除方式	分 流 式	

また、過去7年間(平成24～30年度)の各年度末における公共下水道整備状況は、表3-1-2に示すとおりです。

表3-1-2 大府市公共下水道整備状況 (各年度3月末現在)

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
行政区域面積 (ha)	3,368.0	3,368.0	3,368.0	3,366.0	3,366.0	3,366.0	3,366.0
都市計画決定面積 (ha)	1,771.0	1,771.0	1,771.0	1,771.0	1,771.0	1,771.0	1,771.0
供用開始面積 (ha)	1,188.5	1,279.1	1,287.7	1,287.7	1,287.7	1,288.1	1,288.2
行政区域内人口 (人)	87,836	88,550	89,423	90,160	91,384	91,952	92,414
整備済人口 (人)	72,250	72,919	73,833	74,775	75,941	76,727	77,395
水洗化人口 (人)	65,188	68,065	69,188	70,139	71,342	71,340	72,330
整備率 (%)	67.1	72.2	72.7	72.7	72.7	72.7	72.7
普及率 (%)	82.3	82.3	82.6	82.9	83.1	83.4	83.7
水洗化率 (%)	90.2	93.3	93.7	93.8	93.9	93.0	93.5

※1 「整備済人口」は、供用開始された区域内の人口

※2 整備率(%) = 供用開始面積 / 都市計画決定面積

※3 普及率(%) = 整備済人口 / 行政区域内人口

※4 水洗化率(%) = 水洗化人口 / 整備済人口

(3) 浄化槽の概要

① 合併処理浄化槽設置整備事業

本市では、合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付しています。

② 補助金単価

平成31年4月1日現在の補助金単価は、表3-1-3に示すとおりです。

表3-1-3 補助金単価

	補助金単価(円)
5 人 槽	180,000
6～7人 槽	240,000
8～10人 槽	300,000

③ 補助実績

過去7年間(平成24～30年度)の補助実績は、表3-1-4に示すとおりです。

平成28年7月から補助対象を単独処理浄化槽又はくみ取便槽からの転換を行う場合としたため、補助実績が減少しています。

表3-1-4 補助実績

(単位：基)

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
5人槽	18	31	28	22	16	1	1
7人槽	15	12	17	19	12	0	0
10人槽	1	5	2	3	1	0	0
合 計	34	48	47	44	29	1	1
金額(千円)	12,780	9,870	9,720	9,420	6,060	180	180

2. し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

本市では、し尿・浄化槽汚泥とも、市内全域の各家庭などから収集し、東部知多浄化センターに運搬を行い、処理を行っています。

(1) し尿収集・運搬の現状

し尿汲取り及び運搬は、業者に委託して行っています。

し尿収集・運搬の現状は、表3-1-5に示すとおりです。

表3-1-5 し尿収集・運搬の現状 (令和元年10月1日現在)

収集・運搬車両	バキューム車	
	3,000 ㍓	2台
し尿汲取り手数料	定額制(月額)	人員割 261円、世帯割 240円
	従量制	314円/36 ㍓

(2) 浄化槽汚泥収集・運搬の現状

浄化槽の汚泥収集・運搬は、許可業者が収集し、運搬し、処理を行っています。

浄化槽汚泥収集・運搬の現状は、表3-1-6に示すとおりです。

表3-1-6 浄化槽汚泥収集・運搬の現状(平成31年3月末現在)

収集・運搬車両	バキューム車	
	2,000 ㍓	1台
	4,000 ㍓	4台
	10,000 ㍓	1台

(3) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬実績

過去7年間（平成24～30年度）の各年度における、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬実績は、表3-1-7に示すとおりです。

表3-1-7 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬実績 (各年度3月末現在)

年 度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
人口 (人)	行政区域内人口	87,836	88,550	89,423	90,160	91,384	91,952	92,414	
	計画処理区域内人口	87,836	88,550	89,423	90,160	91,384	91,952	92,414	
	計画収集人口	87,836	88,550	89,423	90,160	91,384	91,952	92,414	
	水洗化人口	下水道	65,188	68,065	69,188	70,139	71,342	71,340	72,330
		農業集落排水	411	419	410	405	392	415	412
		合併処理浄化槽	14,374	13,545	13,383	13,312	13,518	14,187	13,837
	単独処理浄化槽	5,138	3,913	3,866	3,805	3,713	3,669	3,589	
	非水洗化人口	2,725	2,608	2,576	2,499	2,417	2,341	2,246	
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0		
処理量 (kl/年)	し尿	1,939	1,932	1,925	1,594	1,421	1,395	1,355	
	浄化槽汚泥	15,174	14,938	14,975	13,820	13,755	13,243	13,213	
	計	17,113	16,870	16,900	15,414	15,176	14,638	14,568	

3. 中間処理・最終処分の状況

市内から収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、全量が東部知多浄化センターで処理されています。

なお、破碎し渣、乾燥汚泥は、東部知多クリーンセンター内の焼却施設で処理を行い、残渣は埋立処分しています。（し渣：汲取りし尿中に含まれる紙・綿類等）

処理施設の概要は、表3-1-8に、処理実績は、表3-1-7の処理量に示すとおりです。

表3-1-8 処理施設の概要

名 称	東部知多浄化センター
管理主体	東部知多衛生組合
	2市(大府市、豊明市)2町(東浦町、阿久比町)で構成する一部事務組合
所在地	東浦町大字森岡字三洲道41番地
処理方法	生物処理+下水道放流方式
処理能力	200kl/日（し尿：45kl/日、浄化槽汚泥155kl/日）
竣 工	平成9年3月10日

4. 生活排水に関する課題

(1) 生活排水処理

① 公共下水道

本市の公共下水道は、昭和46年から整備に着手しています。平成30年度末における普及率は、約83%と愛知県平均を上回っていますが、未整備地域も残っていますので、今後とも下水道整備を効率的に進め、普及率を高めるよう推進していく必要があります。

また、平成30年度末の水洗化率は、約93%です。下水道事業は多額の事業費を要するものであり、受益者負担についての理解と協力を得ながら財源の確保を行い、事業推進を図っていく必要があります。したがって、引き続き、水洗化促進のPRや啓発活動に努め、水洗化をさらに推進していく必要があります。

② 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽とは異なり、し尿と生活雑排水を併せて処理できるため、生活排水を適正に処理することができます。

今後、合併処理浄化槽設置事業費の補助制度を利用して、単独処理浄化槽や汲取りからの転換を推進していく必要があります。また、下水道区域では、これらの施設に接続されるまでは、合併処理浄化槽の機能が十分に発揮されるように、維持管理の指導に努めていく必要があります。

③ 単独処理浄化槽及び汲取り

単独処理浄化槽及び汲取りは、将来的には下水道、合併処理浄化槽のいずれかに転換されるよう推進していく必要があります。したがって、下水道の整備を進めるとともに合併処理浄化槽への転換及び啓発活動等による生活雑排水の発生源対策を推進し、身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図っていく必要があります。

(2) し尿・浄化槽汚泥処理

① 収集・運搬

現在、し尿の収集・運搬は、業者に委託しています。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が行っています。

今後は、下水道施設の普及に伴い、し尿の汲取り量が減少するため、これを考慮した収集体制の確立を検討していく必要があります。

② 中間処理及び最終処分

市内から収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、全量を東部知多浄化センターで中間処理を行い、焼却残渣を埋立処分しています。

今後も、東部知多浄化センターにおいて施設の適切な維持管理及び運転管理に努め、し尿・浄化槽汚泥を適正に処理・処分していく必要があります。

第2節 生活排水の排出状況及び将来推計

過去7年間（平成24～30年度）の本市における生活排水の排出状況及び将来推計は、表3-2-1に示すとおりです。

表3-2-1 生活排水の排出状況及び将来推計 (各年度3月末現在)

年 度		実績値							推計		
		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R12	
人 口	行政区域内人口	人	87,836	88,550	89,423	90,160	91,384	91,952	92,414	100,000	
	計画処理区域内人口	人	87,836	88,550	89,423	90,160	91,384	91,952	92,414	100,000	
	計画収集人口	人	87,836	88,550	89,423	90,160	91,384	91,952	92,414	100,000	
	水洗化人口	下水道	人	65,188	68,065	69,188	70,139	71,342	71,340	72,330	81,892
		農業集落排水施設	人	411	419	405	405	392	415	412	0
		合併処理浄化槽	人	14,374	13,545	13,383	13,312	13,518	14,187	13,837	13,408
		単独処理浄化槽	人	5,138	3,913	3,866	3,805	3,713	3,669	3,589	3,000
	非水洗化人口	人	2,725	2,608	2,576	2,499	2,417	2,341	2,246	1,700	
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0		
要 処 理 量	し尿	kl/年	1,939	1,932	1,925	1,594	1,421	1,395	1,355	1,070	
	浄化槽汚泥	kl/年	15,174	14,938	14,975	13,820	13,755	13,243	13,213	12,500	
	計	kl/年	17,113	16,870	16,900	15,414	15,176	14,638	14,568	13,570	

1. 生活排水の排出状況

平成30年度末における生活排水の処理形態別の人口割合は、下水道78.3%、農業集落排水施設0.4%、合併処理浄化槽15.0%となっています。

また、計画処理区域内人口に対する単独処理浄化槽人口は3.9%、非水洗化人口は2.4%です。

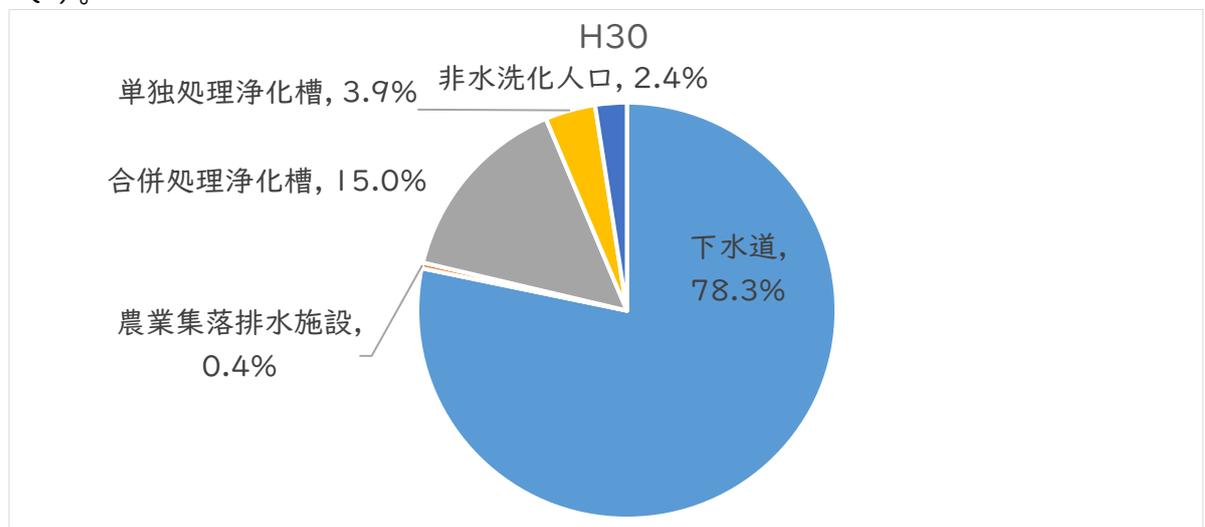


図3-2-1 生活排水の処理形態別の人口割合 (平成30年度末)

2. 生活排水の排出の将来推計

市街化区域での公共下水道計画による下水道整備の推進により、浄化槽やし尿汲取りからの転換が進み、生活雑排水の処理割合が高まります。

公共下水道が未整備の区域では、合併処理浄化槽での生活排水の処理を推進します。

令和12年度における、それぞれの処理形態別の人口割合を推計すると、下水道81.9%、合併処理浄化槽13.4%となります。

また、計画処理区域内人口に対する単独処理浄化槽の人口割合は3.0%、非水洗化人口割合は1.7%となります。

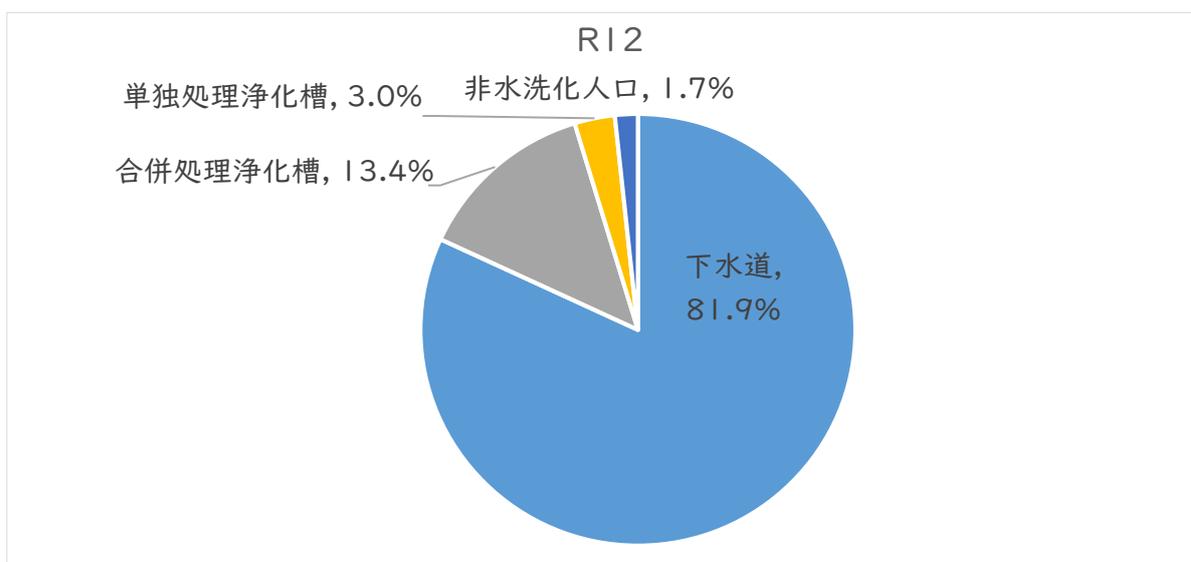


図3-2-2 生活排水の処理形態別の人口割合（令和12年度末）

第3節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

生活排水処理計画の基本方針は、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」の観点を踏まえ、次のとおりとします。

- (1) 下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進して、将来的には全ての生活排水をこれらの生活排水処理施設によって処理します。
- (2) 下水道等の生活排水処理施設が整備・普及されていない区域においては、家庭での発生源対策の啓発及び普及、合併処理浄化槽の普及促進、設置済浄化槽の適正な維持管理など、生活雑排水対策を推進します。
- (3) 汲取りし尿及び浄化槽汚泥については、適切な収集・運搬、処理・処分を実施します。

2. 計画目標年度

本計画は、令和3年度を初年度とし、目標年度を令和12年度とする10か年計画とします。

ただし、生活排水処理を取り巻く諸条件に大きな変動があった場合においては、随時見直しを行っていくこととします。

3. 生活排水の処理計画

(1) 生活排水処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表3-3-1に示すとおりです。

表3-3-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	東部知多衛生組合

(2) 生活排水処理の目標

本市では、地域の特性に合った生活排水処理対策として、市内をそれぞれ公共下水道処理区域、合併処理浄化槽処理区域に位置付け、各生活排水処理施設の整備を推進します。また、本計画では、生活排水処理の目標を次のとおり設定します。

① 生活排水処理率

	平成 30 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)
生活排水処理率(%)	93.7	95.3

※生活排水処理率=下水道や合併処理浄化槽による水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口

② 人口の内訳

	平成 30 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)
行政区域内人口(人)	92,414	100,000
計画処理区域内人口(人)	92,414	100,000
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	86,579	95,300

③ 生活排水の処理形態別内訳

	平成 30 年度 (現状値)		令和 12 年度 (目標値)	
	人口(人)	割合 (%)	人口(人)	割合 (%)
計画処理区域内人口	92,414	100.0	100,000	100.0
水洗化・生活雑排水処理人口	86,579	93.7	95,300	95.3
下水道	72,330	78.3	81,892	81.9
農業集落排水施設	412	0.4	0	0
合併処理浄化槽	13,837	15.0	13,408	13.4
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,589	3.9	3,000	3.0
非水洗化人口	2,246	2.4	1,700	1.7
計画処理区域外人口	0	0	0	0

(3) 生活排水を処理する区域及び人口等

① 下水道で処理する区域及び処理人口

下水道で処理する区域は、境川流域公共下水道で計画されています。

	平成 30 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)
水洗化人口 (人)	72,330	81,892

② 合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲取りで処理する区域及び処理人口

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲取りで処理する区域は、下水道を除く区域とし、処理人口は、次のとおりです。

	平成 30 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)
合併処理浄化槽人口 (人)	13,837	13,408
単独処理浄化槽人口 (人)	3,589	3,000
汲取り人口 (人)	2,246	1,700

(4) 施設及びその整備計画の概要

生活排水を処理する施設、区域、人口及び整備計画の概要は、次のとおりです。

施設名	計画処理区域 (ha)	計画処理人口 (人)	整備年度
公共下水道	1,310	76,392	昭和 57 年度～

4. し尿・汚泥の処理計画

(1) し尿・浄化槽汚泥処理量の将来推計

各処理形態別人口の水洗化人口、し尿・浄化槽汚泥の原単位実績値をもとに、将来のし尿・浄化槽汚泥処理量を推計します。推計結果は表 3-2-1 に示すとおりです。

(2) 排出抑制計画

排出抑制については、下水道等の普及及び浄化槽等への雨水の混入による増量が生じないように管理を徹底し、し尿及び浄化槽汚泥の減量化を図っていくこととします。

(3) 収集・運搬計画

今後も、市内全域を対象に収集・運搬を行います。また、今後は、下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥が減少するため、随時収集量を把握し、収集体制について検討を行っていくこととします。

(4) 中間処理・最終処分計画

収集したし尿・浄化槽汚泥は、東部知多浄化センターで処理を行います。また、処理後の脱水汚泥は、東部知多クリーンセンターで焼却処理を行います。

5. 広報・啓発活動

生活排水対策は、市民に理解と協力をしてもらうことが必要不可欠です。そのためには、各種情報の提供により、意識改革を図っていく必要があります。

本市では、生活排水クリーン推進員の協力により、市民へ生活排水についての情報・知識を提供し、家庭でできる浄化について指導・広報及び啓発活動を行っています。

また、あわせて単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すことが、重要となることから、浄化槽の清掃業者等と連携して、定期的に行う浄化槽汚泥の引き抜きや清掃・点検の際に、合併処理浄化槽への転換を呼びかけていきます。

- (1) 下水道等の水洗化の普及促進
- (2) 浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査の強化
- (3) し尿及び浄化槽汚泥への異物の混入防止
- (4) 排水に対する家庭での発生源対策

大府市一般廃棄物処理基本計画

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月

大府市市民協働部環境課